

ア女基 00-12  
2001年3月

## ドメスティック・バイオレンスにおける 援助のあり方

研究会報告 3

### DV 加害者への取り組み —アメリカでの手法を参考にして—

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
(アジア女性基金)

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）では、2000年度メンタルケア技術開発事業の一環として、3つの研究会を立ち上げました。関係する各分野の専門家や現場のスタッフにお集まりいただき情報交換を行うこと、議論を重ねるなかで、新しいメンタルケア技術の開発を試みることを目的とするものです。

3つの研究会の共通テーマは、「ドメスティック・バイオレンスや性暴力における援助のあり方」とし、以下のような個別テーマにそって議論を進めました。

- (1) 女性の被害者に対して、援助者はとくに何を留意すべきか
- (2) エンパワーメントと、カップル間コミュニケーションの可能性
- (3) DV加害者への取り組み — アメリカでの手法を参考にして —

本稿で論じられているのは、上記(3)のテーマです。

この研究会のテーマについて調査や資料収集、報告および議論を行うにあたり、下記の方々に多大なご協力を賜りました。

ここにあらためて皆さまに厚く御礼申し上げます。

2001年3月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

#### 【研究会メンバーの方々】

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| ●伊藤茂樹 (いとう・しげき)   | 駒澤大学助教授 教育社会学             |
| ●後藤弘子 (ごとう・ひろこ)   | 富士短期大学助教授 刑事法             |
| ●坂本佳鶴恵 (さかもと・かづえ) | お茶の水女子大学助教授 社会学、家族・ジェンダー論 |
| ●田村毅 (たむら・たけし)    | 東京学芸大学助教授 児童心理学 精神科医      |

#### 【ゲストの方々】

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ●味沢道明 (あじさわ・みちあき) | メンズサポートルーム世話人      |
| ●小井香欧里 (こい・かおり)   | 日本DV防止情報センター電話スタッフ |
| ●豊田正義 (とよた・まさよし)  | ノンフィクションライター       |

(敬称略・五十音順)

## 目 次

■第1章 日本におけるDV被害者支援と加害者対応の現況	3
1. 被害者の視点から見たドメスティック・バイオレンス	3
2. 男性の視点から見たドメスティック・バイオレンス	7
■第2章 〈出張報告〉ドメスティック・バイオレンス加害者への対応 ～アメリカ・シアトル市およびキング郡における取り組み～	10
●訪問先と面談者	10
(1) DVに対する地域社会の取り組み	11
(2) シアトルのDV加害者向けプログラム	11
(3) シアトルのDV対策にみる今後の課題	15
【資料 暴力の車輪／非暴力の車輪】	16～17
■第3章 それぞれの視点からみたドメスティック・バイオレンス加害者への対応	18
第1節 社会学の視点から ドメスティック・バイオレンスはなぜ起こるのか	18
はじめに	
1. 加害者インタビューから	18
2. 家庭内暴力の原因と解決	22
3. シアトル調査との関連で	23
第2節 教育社会学の視点から ドメスティック・バイオレンスをどのように社会問題化していくか	25
1. 「社会問題」とは	25
2. 問題化の戦略	25
3. 加害者への取り組み	26
4. 加害者による言説 おわりに	28
第3節 心理学の視点から ドメスティック・バイオレンスに対する夫婦家族療法の試み	29
1. 主訴	29
2. セラピーの導入	29
3. 夫婦間暴力に対する見方の相違	30
4. 女性に対するセラピーの過程（気づきとアサーティブネス）	32
5. 男性に対するセラピーの過程	35
第4節 刑事法の視点から アメリカのDV対応プログラムから日本が学ぶこと	39
1. 執行猶予の条件としての加害者向けプログラム	39
2. いくつかの特徴	39
(1) 刑罰代替および制裁としての介入プログラム	39
(2) 暴力の車輪と非暴力の車輪	40
(3) 10の効果的なエクササイズ	40
(4) 参加者に対するルール	41
(5) 「被害者の安全」の優先と被害者へのオリエンテーション	42
(6) 誤認逮捕と加害者向けプログラム	43
(7) プログラムと女性の役割	43
3. 日本が学ぶべきこと	44
第5節 男性解放運動の視点から 私の考える非暴力ワークプログラム	45
1. 男と暴力 — メンズネットワーク肉体派宣言より抜粋一部改筆	45
2. 私たちの試み	47
【非暴力ワークの実際－1】	49
【非暴力ワークの実際－2】	51

## [第1章]

# 日本におけるDV被害者支援と 加害者対応の現況

■後藤弘子（刑事法）

## 1 被害者の視点から見たドメスティック・バイオレンス

### (1) ドメスティック・バイオレンスへの注目

日本において、ドメスティック・バイオレンス（以下DV）は、1990年代の後半、ようやく注目されるようになってきた。

その契機となったのは、1993年に国連で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(Declaration on the elimination of Violence against Women)である。そこでは、女性に対する暴力を、「女性に対する肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるかもしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力行為を意味し、公的又は私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制又は自由の恣意的な剥奪を含む」(1条)としており、また、4条では、国が「女性に対する暴力を非難すべきこと」、さらには、「あらゆる適切な手段をもって遅滞なく女性に対する暴力を撤廃するための施策を推進すべき」であるとしている。

その後、開催された第4回国際女性会議（北京）においても、「行動綱領（Platform for Action）」における12の重要な問題領域の1つとして挙げられ、さらに、北京会議の5年後にニューヨークで開催された「Women 2000 : gender equality, development and peace for the twenty-first century」と題した第5回国際女性会議においても、北京の行動綱領を更に促進するための必要な措置をとることが確認された。

国内においても、2000年12月に男女共同参画基本法13条3項に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、そのなかで、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が重点項目のひとつとして挙げられている。

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであるという認識に基づいて、

- ①女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- ②夫・パートナーからの暴力への対策の推進
- ③性犯罪への対策の推進

- ④ 売買春への対策の推進
  - ⑤ セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
  - ⑥ ストーカー行為等への対策への推進
- がその内容として挙げられている。

それに先立って、男女共同参画室は、『男女間における暴力に関する調査』を行い、全国的な実態を明らかにしてきた（2000年2月公表）。

以上のことからも明らかなように、日本においては、DVがようやく社会問題として何らかの対策が必要な問題として認識されてきたが、その認識の仕方は、あくまでも「女性に対する暴力」というものである。アメリカにおけるDVの歴史を見ても、はじめはまず女性に対する暴力としてとらえられ、第一順位として被害者の安全の確保が優先されてきた。

日本においても、被害者に対する支援がさまざまなかたちで行われてきた。その支援は、「ドメスティック・バイオレンス」（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会 有斐閣、1998）に詳しい。そこでは、さまざまな公的・私的施設が実際にどのような役割を果たしているのかについて紹介されているだけではなく、現存する支援機関の問題点が指摘されている。

また法的な支援として、日本弁護士連合会が「ドメスティック・バイオレンス防止法律ハンドブック」（明石書店、2000）を出している。また、アジア女性基金も、リーフレットを出すなど啓蒙活動を行っている。民間シェルターも少しずつではあるが、整備されてきており、シェルター間のネットワーク活動も行われるようになってきた。

## （2）法整備の必要性の認識

被害者に対する支援が活発化すればするほど、法的整備の必要性が強く認識されるようになった。とくにDVに関して、中心的な役割を果たしている婦人相談所が売春防止法を根拠としているために、その活動に限界があること、DVの被害者の安全を守るために十分な保護命令がないこと、シェルターの数的な不足、警察や裁判官などの司法関係者のDVに対する理解が不十分であること、などの問題が認識されるに至った。

以下、それぞれの法律案の特徴を概観してみたい。その際、被害者支援と加害者への対応の両方にとくに注目していくことにしたい。

### ア、社会民主党案

法律案については、まず社会民主党が「家庭内暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案骨子（案）」を1999年12月に公表した。\*

おもな内容は次のとおりである。

- ① 家庭内暴力を、夫婦に限定をせず、親子や同居の親族等を含んだもの同士の暴力と定義していること
- ② 家庭内暴力センターの設置を義務づけていること

\*インターネットホームページ <http://www5.sdp.or.jp/central/timebeing/dv1214.html> 参照

- ③家庭内暴力センターは、被害者だけではなく、加害者の指導をも行うこと
- ④通報の相手先が、警察署、福祉事務所又は家庭内暴力防止センターであること
- ⑤一般人による通報努力義務を、医師・歯科医師には通報義務を課したこと
- ⑥警察所長の義務として、「直ちに事実を確認し、必要があると認めるときは、家庭内暴力の制止、被害者の応急の救護その他の適当な措置」をとること、必要な場合には、家庭内暴力防止センター等の情報の提供や送致等の適当な措置をとること

この法案がめざしたことは、DVの発見のしくみの構築である。児童虐待と異なり、保護的な法的しくみが整備されていないDVに関しては、児童相談所のような中心かつ専門機関をつくることの必要性がかねてから指摘されてきた。それにまず対応しようとしたものである。そのためもあり、ここでは、加害者への対応については、触れられていない。

#### イ、自由人権協会案

NGOが作成した網羅な案として、自由人権協会による「ドメスティック・バイオレンス禁止法案」がある。\*

この法案の特徴は次のとおりである。

- ①対象は、夫婦（事実婚を含む）、同性愛の生活共同体のカップル
- ②婦人相談所の中に、ドメスティック・バイオレンス・防止センター（以下「防止センター」）を設けること
- ③防止センターには、24時間ホットラインを設置すること
- ④一般人には、通報努力義務、医療関係者には通報義務を課す
- ⑤警察に保護命令の執行に立ち会う等保護命令関連の義務を課す
- ⑥被害者が家庭裁判所に保護命令および緊急保護命令の申立てが可能
- ⑦保護命令の内容には、接近禁止、退去命令などのほか、親権の暫定的停止、子に対する面接交渉の制限又は禁止などがある
- ⑧加害者についての措置を規定している
  - i 保護命令の内容としての、加害者のための更生プログラムまたはカウンセリングへの参加
  - ii 保護命令・緊急保護命令の違反の場合だけではなく、DVが刑法上の犯罪の場合、容疑者が保釈等される場合には、被害者の意見聴取が必要であること
  - iii 刑の執行猶予の場合、接近禁止命令や、加害者更生プログラムなどを条件とした保護観察を付すことができること
  - iv 仮出獄の場合にも、保釈や刑の執行猶予の場合と同様の配慮を行うこと

自由人権協会の案は、保護命令や加害者への対応も盛り込んだ網羅的ものであるが、DVのための中心となる機関が必要であることについては、ほかの案と同様の認識をもつもので

\* インターネットホームページ <http://village.infoweb.ne.jp/~fvgh5740/katsudou/bills/dv/bill.txt> 参照

ある。さらに、被害者本人だけではなく、子どもに対する安全の確保について配慮している。

保護命令違反や通常の犯罪に対する対応が行われて、危機介入には成功したとしても、身柄の拘束に代表される刑罰の直接的効果が一定の範囲でしか持続しないこと、また、刑罰の威嚇力のみに頼ることにも限界があることからすれば、刑事的介入後の被害者の安全の確保を加害者の態度の変化を通じて確保する必要も生じる。そのため、この法律案では、加害者への介入を更生プログラムやカウンセリングへの参加というかたちでも可能とするシステムを用意している。

日本の刑事司法制度では、カウンセリング・プログラムへの強制的参加を刑罰の代替として位置づけることができないために、カウンセリングは更生プログラムの一種として、刑罰の内容として考えざるをえない。この法律案は、その線にそった対応を加害者に対して予定している。

#### ウ、DV 防止法研究会の提言

法律案のかたちでの提案ではないが、「DV 防止法研究会 in 神戸」は、『DV 防止法提言 2000』\*（以下、『提言』）を2000年4月に公表している。

そこでは、次のような提言がなされている。

- ① 刑事的な対応は、DVによる行為が抵触する可能性のある行為を「DV犯罪」として抽出し、「DV防止法」という特別法で対応すること
- ② 保護命令手続の創設
- ③ 調停前置主義の修正などの婚姻・離婚法の改正
- ④ 被害者と子どもに対する避難、健康回復・生活再建のための援助
- ⑤ 加害者の再教育プログラムの実施
- ⑥ DV 防止推進のためのDV防止委員会の設置

この提言も網羅的で、被害者と子どもの両方に対して、十分な配慮が必要なことが強調されている。

加害者に対しては、加害者自身が「男らしさ」の価値観に支配されつづけることで、新たな相手との関係の構築も、同様な価値観のもとで行われ、そのことがさらなる被害者を生んでいくことから、

- ① 加害者に自らが「男らしさ」の価値観に支配されていることを認識する
- ② 「男らしさ」の価値観から開放する
- ③ 怒りをコントロールする

といったことを目的とした、「再教育プログラム」が必要だとしている（『提言』48頁）。さらに、自主的な参加が期待されないことから、参加を強制するための立法措置が必要だとしている。

その具体的な方法として、裁判所が執行猶予の判決をする際に、保護観察の遵守事項とし

\*問い合わせ先：日本DV防止情報センター 078-822-0284

て、再教育プログラムへの参加を義務づける提案が行われている。そして、実際にプログラムの実施を担当する機関は、国および都道府県が設置した「再教育プログラム実施機関」が行うこと、プログラムはカウンセラーによって行われること、費用は一部加害者に負担させることが予定されている。

具体的な加害者向けプログラムにまで踏み込んだ提案は、被害者への援助の文脈で、それをなお発展させたものであるということができる。

### (3) 具体的な立法作業

2000年4月には、参議院共生社会に関する調査会のもとに、「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」が設置された。このプロジェクトチームは、超党派の女性議員で構成されており、適宜勉強会を行いながら、同年9月以降は新規立法のための討議を重ねてきた。2001年3月にも「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案骨子（案）」がまとめられ、第151国会に法案が上程される予定である。

まだ具体的な内容は公表されていないが、2月末現在での骨子は次のとおりである。

- ①国および地方公共団体は、配偶者（事実婚を含む）からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する
- ②都道府県は、婦人相談所その他の施設に、「配偶者からの暴力相談支援センター」（以下、「センター」）としての機能を持たせるようとする
- ③「センター」は、相談に応じるだけではなく、被害者とその家族に対して、カウンセリング、一時保護、シェルターなど情報の提供、自立の支援等を行う。
- ④一般的には通報努力義務を、医療関係者には「センター」等の情報提供義務を課す。
- ⑤地方裁判所が、「更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい」場合には、6ヶ月の接近禁止又は2週間の退去命令を出すことができる。
- ⑥命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

今回の法律骨子（案）は、保護命令制度の導入がひとつ大きな柱となっている。この点については期待が大きい分、具体的な内容については、その有効性についてなど批判も多い。

なお、現段階の法律骨子（案）では、配偶者からの暴力が犯罪であるという認識はあるものの、被害者への支援に重点がおかれており、加害者については保護命令の対象者としての地位に止まっている。

## 2 男性の視点から見たドメスティック・バイオレンス

DVに対する対応を考える場合、いちばん重要なことは「被害者の安全」をどのように確保するのかということである。そのためには、まず、直接的な危機から脱出に関する支援が必要なことはいうまでもない。そして、直接的な危機から脱出したとしても、その場合に確

保された安全が継続的に保障される必要がある。

加害者への対応を適切に行なうことは、被害者の継続的な安全を保障するために、不可欠なことであり、これから加害者が関係をもつであろう女性にとっても、子どもや社会にとっても必要なことである。

DV対策の先進国であるアメリカでは、殴る男性、つまりバタラー（batterer）に対する対応もDV対策の重要な部分となっている。

### （1）刑事的対応

その場合、大きく分けて2つの対応が考えられる。まず1つが刑事的対応である。DVが犯罪だとすれば、加害者に対して行われるべき対応は、第一次的には刑事的介入であることは当然である。その場合、警察がどのように介入するかが問題となる。これまで、DVが犯罪だと評価されてこなかったために、警察の介入がなかなか期待できなかつた。

それを改善するために、アメリカでは、警察が必ず現場に行くこと、そこで被害者の被害届を受けつけること、被害者や同居の家族の安全を図ること、犯罪が行われたと信じるに足る事由（probable cause）があれば逮捕すること、被害者に必要な情報を提供すること等が義務化してきた。

日本でも、1999年12月に「女性・子どもを守る施策実施要綱」が警察庁次長通達として出された。そこでは、女性・子どもが被害者となった犯罪、つきまとい（ストーカー行為）、児童虐待等について、積極的な対応を行うことの必要性が規定されている。\*

夫から妻への暴力事案は重大な犯罪に発展するおそれがあるのに、夫婦間の事案であることを理由に警察として消極的な対応を取りかねない。この通達は、そういった消極的な対応を防止し、警察が今後は積極的な対応を行うことを各都道府県警にも求めることを目的としているという。

その内容は、

- ①刑罰法令に抵触する事案については、被害女性の意思をふまえ、検挙その他の適切な措置を講じる
- ②刑罰法令に抵触しない事案についても、事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等への各機関への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を行う

となっている。

この法的根拠は、警察法2条1項の「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもつてその責務とする」に求められる。警察法の施行は、1954年であるから、これまでDVの介入に消極的であったのは、法的根拠がなかったからだということは理由にはならない。いまになって、消極的対応から積極的対応に転じるのは、従来は警察がDVを

\*後藤啓二「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」警察学論集53巻4号 2000年 100頁以下参照

担当すべき事件だと考えてこなかったからにはほかない。被害者の安全という点からも、物理的強制力を背景とした警察の介入が行われることが必要である。

## (2) 加害者に対するプログラム

DVが親密な関係にある暴力であるため、相手との関係を続けたいと思う場合もあるであろうし、加害者が子どもの父親である場合に、何らかのかたちの接触が必要になる可能性もある。その場合、加害者に対して何らかのはたらきかけが行われ、暴力傾向が減少することは、パートナーや子どもにとって望ましいことである。とくに子どもにとっては、母親を殴る父親をもつことから生じるネガティブな影響を避けることができる。

さらには、親密な関係であることから、相互にプライバシーに関連する情報を所有している可能性がきわめて高い。そのために、たとえ加害者に対して保護命令が出されたり刑罰が科されたとしても、何らかのかたちで被害者を探し出すことが、ほかの場合よりも簡単である。このことは、刑の執行によって加害者自身が変わらなければ、加害者に対して行われる介入が、かえって被害者にとっては望ましくない結果を招くことにもつながる。

日本においては、加害者に対するプログラムとして、暴力を克服するプログラムを実施している場所がわずかながら存在する。1つは、メンズ・リブの流れをくむもので、もう1つは、暴力を嗜癖ととらえ、治療的アプローチを行うものである。

メンズ・リブからのアプローチは、「男らしさ」の神話に縛られることからの解放によって、男らしさの象徴である「暴力」を考えるというものである。大阪の〔メンズセンター〕\*や〔メンズサポートルーム〕、東京の〔DV防止プロジェクト〕\*といったグループが、非暴力のためのワークショップを行っている。

暴力嗜癖からのアプローチは、草柳和之\*などによって行われている。そこでは、加害者が「暴力嗜癖という心の病理」をもっているとすることで、男性の暴力をアルコールや薬物などの「物質嗜癖」、ギャンブルや買い物などの「行為嗜癖」と同列に理解し、嗜癖の臨床心理の枠組みでのアプローチを行おうとするものである。

どちらのアプローチも、DVにおける暴力を女性の問題としてではなく、男性の問題としてとらえるという特徴をもっており、ワークショップもあくまで男性によって行われることを基本としている。さらに、犯罪に対する更生プログラムという位置づけが、日本では制度的に行われていないために、あくまで加害者が自主的に参加するという形態で行われている。そのために、一定の規模で継続的に行うこととは、かなり困難な状況になっている。

\* [メンズセンター] [mensbase.digital.net/MensCenter/index.html](http://mensbase.digital.net/MensCenter/index.html)

\* [DV防止プロジェクト] [mensbase.digital.net/DvpProj/index.html](http://mensbase.digital.net/DvpProj/index.html)

\* 草柳和之『ドメスティック・バイオレンス』(岩波ブックレット) 1999年

## 【第2章】

### 【出張報告】

## ドメスティック・バイオレンス加害者への対応

～アメリカ・シアトル市および  
キング郡における取り組み～

■アジア女性基金 事務局

ドメスティック・バイオレンス（DV）対策先進国といわれるアメリカにおける問題への取り組み、とくに加害者向けプログラムの実施状況について情報収集を行うため、後藤弘子（富士短期大学助教授）と岡檀（アジア女性基金事務局員）の2名が、2000年10月30日から11月3日にかけて、ワシントン州シアトル市およびキング郡のプログラムセラピスト、行政や司法当局の担当者、シェルターのスタッフなどに面談した。

### ●訪問先と面談者

- Meg Crager／キング郡司法局DVプログラム・マネージャー
- Joni Wilson／シアトル市裁判所DVユニット保護観察課 スーパーバイザー
- Judith Shoshana／シアトル市DVユニット局長、検察官
- Michele Jones／ワシントン州立大学臨床法学プログラム児童虐待クリニック・ディレクター
- Merill Cousin／キング郡DV対応連合事務局長
- Seth Ellner／DV加害者向けプログラム “Zegree & Ellner DV treatment program” プログラム・スーパーバイザー
- Miae Cristofferson／ワシントン州社会医療サービス局虐待対応セクション・スペシャリスト
- Marian Hilfrink／DV被害者および加害者向けプログラム “Family services DV treatment program” 臨床統括ディレクター
- Robin Kinneyほか／DV加害者向けプログラム “Family services” プロバイダー
- Shannon Moonほか／DV被害者および子どものシェルター “New Beginnings” スタッフ
- Yoon Joo Han, Reynaldo Gaon／アジア系市民向けプログラム “Asian Counseling & Referral Service” メンタルヘルスプログラム・ディレクター
- Seventh annual Greater Puget Sound Domestic Violence Conference シアトル年次DVカンファレンス～警察の対応やDV裁判の現状と課題～

## (1) DVに対する地域社会の取り組み

### ●加害者を糾弾するのは社会である、というメッセージ

- 各関係機関を訪問して受けた印象であるが、この問題を被害者対加害者という個人間レベルの問題にとどめまいとする努力が感じられる。加害者を糾弾しペナルティを与えるのは地域社会であって、妻やパートナー個人ではない、というメッセージが随所に見られた。たとえば、担当者らは加害者に対し、「あなたのパートナー（妻）が別居を望んでいる」という表現を用いるのではなく、「私たちが別居が望ましいと判断した」「あなたは法律により別居を命じられる」といった客観的な表現に置き換えるよう、訓練されている。その背景にはもちろん、加害者から被害者への報復ができる限り回避しようとする意図もある。
- このメッセージを強化するしきみとして、第三者の通報義務がある。DVにおいては被害当事者の申し立てがなくとも加害者を有罪にすることができる。

### ●加害者が罪を免れることを防ぐ努力

- 今回訪問した各所でさまざまな資料を入手したが、行政や司法関係者等向けの分厚い対応マニュアルは、いかにして被害状況を正確かつ迅速に把握し、いかにして加害者を有罪にするか、という点に多くのページを割いている。
- 同時に、マニュアルには「被害者を逃さない」ための細心の注意が随所に見られる。警察や裁判所からの事情聴取の過程で、被害者に不安や恐怖、不快感を与えることを最小限に抑えるための努力をするということである。たとえばそれは、取り調べ時間の短縮であったり、被害者が同じ話を何度も繰り返すことがないようなしきみであったり、精神的に不安定になっている被害者に対する言葉づかいであったりする。このことはともなおさず、「加害者を逃がさない」ための必須条件となっている。被害者が被害を訴え出ることをためらったり取り消したりする事態が起こることによって、加害者のDV行為が不間にふされることを防ぐ試みである。
- 警察官は、現場に急行し、DV行為の第一目撃者となる可能性が高いことから、DVに関するトレーニングを一定期間受けるよう義務づけられている。就業時間内にトレーニングを受けることが許されており、その内容はつねに更新されている。

## (2) シアトルのDV加害者向けプログラム

### ●法廷命令によるプログラム

- DV加害者向けプログラムは1980年代より運動として広まっていたが、ワシントン州においては1992年にDV防止法が制定されたことに伴い、初めて同プログラムも法的な裏づけをもつようになった。
- DV加害者として逮捕された者は、法廷命令により刑務所で服役するか執行猶予期間中

に保護観察下でプログラムを受けるかのいずれかを選択することとなる。ほとんどの加害者が後者を選ぶ。ただし、これは軽罪（殺人や重傷害をのぞく）の初犯者が対象であって、刑務所に入った重罪者には義務づけられたプログラムはない。

- 多くの加害者は逮捕されてもすぐに保釈される。被害者への「接近禁止命令」は出されるが、今回面談した関係者らは、異口同音にその効力を疑問視していると述べた。
- どの機関を訪ねても、日本にはDV防止法がないと知るや「法律がなければ、できることはごく限られる」と、悲観的な口調になる。加害者向けプログラムを受けるクライアントのうち、法廷命令でなく自発的にやってくる者は全体の1%程度とのこと。

### ●プログラムの枠組み

- 法廷命令を受けた加害者らは、自費（1ヶ月60ドル～200ドル程度）によりプログラムを最短1年間、最初の6ヶ月を週に1回、残りの6ヶ月を月に1回受けることとなる。出席状況などにより、長いケースで3年近く通いつづける者もいる。途中ドロップアウトした場合には裁判所に戻され、刑に服することになる。
- 加害者向けプログラムには、その手法、用いる言語や文化的背景、受講料などにバラエティがある。運営しているのは基本的にNGOであり、良質なプログラムを提供していると認められた先に、法廷命令により加害者が送り込まれてくる。NGOは受講料収入、寄付、政府からの補助金等でプログラムを運営しているが、いずれも財政的問題を抱えている。
- 受け入れ先を指示するのは保護観察課のDV担当官で、加害者本人の経済的状況や特質、希望に応じて行先をふり分ける。アルコールや麻薬中毒、精神障害が疑われる者については別のプログラムが用意される。

### ●大きく分けて2つの手法

- 加害者向けプログラムの手法には、大きく分けて「怒りのマネージメント」「DVのマネージメント」と呼ばれる2種類がある。たとえば、前者においてはその最終目的は「怒りをコントロールし、怒りを適切に表現できること」であり、後者は「加害者の暴力的・虐待的な言動を終わらせ、被害者の安全を増し、加害者が責任ある行動をとれるようにすること」とある。後者は法廷命令であるため、プログラム期間も最短12ヶ月と定められているが、前者ではカウンセラーがその終了時を判断する。
- ワシントン州においては、後者手法であるダルースモデルが主流。同モデルはミネソタ州のダルース郡において開発され、全米に広まった加害者向けプログラムの手法で、「暴力と非暴力の車輪（P.16～17参照）」で有名である（このプログラムの具体的な内容については第3章第4節で詳しく述べる）。
- 被害者支援団体からは、加害者向けプログラムそのものの効果に疑問をもつという意見が少なからずあり、それにあてる予算があれば被害者支援にまわしてほしいとの声がある。とくに、「怒りのマネージメント」手法に懐疑的な意見が多い。

## ●良質なプログラムとは

- ・シアトルだけで十数種類ある多様なプログラムには、良質のものもそうでないものもあるとのこと。何をもって良い悪いを判断しているのかを各関係者に尋ねたところ、
  - ①被害者の安全を最優先に考えているか
  - ②加害者のふるまいではなく、DVに対する意識そのものを変えるためのものであるかという2点が最重要とのことだった。「怒りのマネージメント手法」では、②の点が不十分という。

## ●加害者に対するプログラムの効果

- ・加害者向けプログラムの関係者に効果のほどをたずねると、冷めた反応がかえってくる。1年間のプログラムの事前事後テストによれば、ほとんどの対象者に明らかな改善が見られるが、それは彼らが「正解」を知るようになったということであって、心の底から改まっているかについて測ることはむずかしい。
- ・数字のうえで見る彼らの再犯率は非常に低いが、彼らが州を出れば追跡できることや、再犯が軽罪でなく殺人などの重罪である場合には裁判所が異なるので把握しづらいことから、実質的なフォローアップができていない。
- ・保護観察中の加害者が被害者であるパートナーと同居または面会している場合には、被害者側からその後の加害者のふるまいについて聴取することが奨励されている。ただし、被害者加害者が没交渉である場合は不可能であるし、被害者が再三インタビューされることを嫌がる場合もあって、すべてのケースに適用されていない。

## ●実際のプログラムに同席して

- ・実際のプログラムに同席する機会があった。受講者は7名。パートナーへ暴力をふるつたなどで逮捕され、プログラムに送りこまれてきた男性たちである。個々人の職業など背景はわからないが、年齢は20歳代～50歳代に見受けられた。ファシリテーターが男女1名ずつ。机はなく椅子のみ。全員で車座になって坐る。18:00より2時間のセッションで途中10分の休憩がある。

### 《プログラム進行》

- ・各受講者は冒頭に、前回セッション後の1週間に自分が行ったDVについて自己申告する。申告する項目も定められていて、物理的暴力、精神的暴力、人間に対して、ペットに対して、子どもを使って、物の破損など、それぞれをゼロから12までのレベルで自己評価して報告する。ゼロでない場合には、どのようなことがあったかを具体的に報告する。このクラス受講者の過去1週間に物理的暴力はなく、「妻の言うことを無視した」などの精神的DVの報告が2件あった(プログラム期間中に受講者が身体的DVを行った場合、直ちにプログラムの内容を見直すことが求められている)。

- ・この日は「心理的虐待」についてのセッション2週目だった。加害者たちはまず、女性たちがDV被害について話しているビデオを観て、その後「どのような行為がDVであったか」「その行為は何を意図しているのか」「その結果、被害者的心身にどのような影響をもたらしたか」などを書き出し、順番に発表していく。発表のしかたにも下記のように決められたフォーマットがあり、自分（加害者）とパートナー（被害者）の実際の名前を用いて、つまり立場を逆転させて語るように求められる。  
◆例：「私はマリアンです。夫のボブは、私が何を言っても無視し、『おまえのような馬鹿なやつに何がわかる』と言って私をだまらせようとします」「ボブは私が無能であると思い込ませ、私を支配したいのです」「ボブが私にそのような態度をとるとき、私の自尊心は傷つき、なにもかもが嫌になってしまいます」
- ・発表が一巡すると、さらにファシリテーターがさまざまに質問を投げかけ、加害者らがみずからの言動のパターンと、そのことがパートナー与える影響に気づくようリードしていく。
- ・受講者には、「コントロール・ログ (control log)」と題された宿題が出されていた。コントロール・ログとは、加害者がDV行為を行いそうになったとき、暴力をコントロールするためのさまざまな方法（たとえば、数を十数える、頭を冷やすために別室に行く、etc.）である。受講者が考えてきた自分なりの「コントロール・ログ」がセッションのなかで紹介されることによって、暴力を抑えるための多様な方法が受講者間で共有されるようになっている。

### ●「指導」と「矯正」

- ・この加害者向けプログラムの大きな特徴は、「指導」「矯正」であること。その点が、クライアントの心情に寄り添い、話を聞くことが中心となるセラピーとは大きく異なる。ファシリテーターと受講者の上下関係は明らかで、矢継ぎ早の質問と回答の応酬、テンションが高い。さすがにファシリテーター自ら答えを教えることはしないが、本人の口から言わせるとはいえ、かなり強い牽引力で正解へと導いていく。
- ・少なくとも見学したクラスの限りでは、受講者に理解や同情を示すような空気はなかった。一方、受講者らの態度は礼儀正しく真面目そのもの。たまに小さく笑い声が起ることもあるが、無駄口は一切ない。「卒業」できなければ裁判所に逆戻り、服役が待っているとあれば、本人たちが真剣になるのも自然なことと思われる。
- ・また、このプログラムの最終目標をどこにおいているかとの問い合わせに対して、「長く続く人間関係を築きたい」と答えた受講者がいた。なぜそのような人間関係が必要かとの問い合わせに対して、その男性は「親しい人が欲しいから」と答えていた。本当は長く続く親しい交流を求めていているのに、自らその関係を壊してきたことを省みて、このプログラムさえ修了すれば新しい世界が開け、いまの孤独から逃れられると期待する気持ちがあるのかもしれない。そのことが、彼が積極的に矯正を受け入れる動機となっているのかもしれないという印象をもった。

### (3) シアトルのDV対策にみる今後の課題

#### ● DVが地下にもぐる危険

- ・ ファシリテーターの指摘によれば、プログラムを受けた加害者のなかには、セッションを重ねるにつれ「知恵をつける」者がいるという。つまり、ふたたび通報されない程度にDVを行使できる境界線を学習したり、巧妙な口実をつくりあげたり、新しい手段によって相手を支配しようと試みたりするという、ネガティブな面を発達させていくことである。その意味では、このプログラムは「両刃の剣」とも言えよう。加害者に知恵がつけばつくほど、DVが「地下にもぐる」という危険な要素を、プログラムに携わる人びとはよく認識しておく必要がある。

#### ● 子ども虐待対応との統合

- ・ 現地では、DV防止法が設置された当初より「被害者」「加害者」の両方について具体的対策が併記されてきたが、子ども虐待対応とは別の流れで発展してきたこともあり、「DVの被害者／目撃者である子どもへの対応」に着目するようになったのはここ数年のことである。DV家庭に育つ子どもが、心身へのなんらかの影響を受けないことはありえないという認識に立ち、DV問題を「被害者」「加害者」「子ども」の3点セットとしてとらえる対応は緒に就いたばかりである。また近年、高齢者へのDVについても深刻な被害報告が増えており、速やかな対応が求められている。

#### ● 刑事司法に頼り過ぎた加害者対応

- ・ ここ10年間の取り組みを振り返って、関係者のあいだでは、対応を刑事司法に頼り過ぎたという反省がある。法廷命令により加害者を更生プログラムへ送り込むことは、再犯防止と事件発生のある程度の抑止力となりうるが、未然防止のための、本質的な意識改革への努力がなおざりにされてきたという。

#### ● 未然防止への施策

- ・ 現行の加害者向けプログラムは、犯罪と刑罰という構図の中に成り立っており、「DVを許さない」というメッセージ発信にはなっても、DVの根本的な未然防止にどれだけ貢献しているかは疑問である。その観点から、小中学校などの教育現場ではどのような啓発プログラムが実施されているかを質問したが、法的に義務づけられているものではなく、NGOによって自発的に出前レクチャーなどを行っているところもあるという程度である。徹底した刑事司法的対応に比べれば、教育・啓発分野は意外なほどにカバーされていない。問題意識はあるものの、具体的な取り組みが追いついていないというのが現状である。

## [暴力の車輪]



【原文英語】

DOMESTIC ABUSE INTERVENTION PROJECT  
206 West Fourth Street  
Duluth, Minnesota 55806  
218-722-4134

[非暴力の車輪]



【原文英語】

DOMESTIC ABUSE INTERVENTION PROJECT  
206 West Fourth Street  
Duluth, Minnesota 55806  
218-722-4134

## [第3章]

### それぞれの視点からみた

#### ドメスティック・バイオレンス加害者への対応

この章においては、研究会メンバーの専門分野それぞれの視点からみた、ドメスティック・バイオレンス（DV）問題および加害者への取り組みについて述べる。

##### ■第1節 社会学（家族・ジェンダー論）の視点から ドメスティック・バイオレンスはなぜ起こるのか

●坂本佳鶴恵／社会意識論 家族論

#### はじめに

なぜ、ドメスティック・バイオレンス（DV）が起こるのか。これには、暴力行使する側の人格障害や暴力を受ける側の共依存など、心理学的・精神医学的な説明が多い。たしかにそうした要因が考えられるが、DVを引き起こしやすい社会、あるいはDVを容認しやすい社会という問題も考える必要があるのではないだろうか。なぜ、女性が暴力を受けやすいのだろうか。それは、たんに身体的な力が弱いからか。また、なぜ多くの加害者、被害者、周囲の人びとは、それがDVであるということを認識しないのか。DVの問題は、たんに一個人の内面の歪みを理解するだけでは、解決できない多くの問題を抱えている。

ここでは、とくに社会経済的構造の側面から問題を考える社会学の観点から、DVの原因と解決策について考察しよう。なお、事例の多さにかんがみて、女性の側が被害者、男性の側が加害者の場合に限定して検討をする。

#### 1. 加害者インタビューから

DVを起こす加害者は、暴力をはたらいているにもかかわらず、自分が道徳的・社会的に悪いことをしているという意識が薄い場合が少なくない。DVが繰り返される背景には、こ

のような加害者側の無自覚・無反省が大きな問題としてある。なぜ、加害者は、妻を殴りながら、それが悪いことだと感じないですかねのだろうか。加害者へのインタビューやDVの調査のなかから、加害者の側の論理を探ってみよう。

### (1) 男尊女卑の意識

「私の中に [男は女より偉いんだ] という意識があったので、その延長と考えれば、女性に暴力をふるってもそれほど悪いとは思わなかったです。(インタビューA)

まず、男は女より偉い、夫を立てるのが当然である、という意識が加害者の側にみられる。いわゆる男尊女卑の意識である。これは、偉い人間に対して服従しない人間には暴力もやむをえないという正当化につながる。

### (2) 暴力の当然視

「子供の頃から家庭のなかにDVがありましたから、とんでもないことをしているという意識は全然ありませんでした」(インタビューD)  
「学校の運動部のなかでそれを嫌というほど刷り込まれたんです。気にくわないと、殴る蹴るして後輩に教え込むというやり方です」(インタビューC)

世代間連鎖がよく指摘されるように、加害者のなかには、自分の育った家庭で暴力を見知っており、その結果、暴力を異常なこと特別なことではなく、当たり前のこととして見ていることが少なくない。このような暴力の当然視は、幼い頃の家庭環境にとどまらず、教育現場や遊び仲間の文化のなかで習得されていくこともある。

### (3) 暴力の正当化

「やっぱり父もサラリーマンでしたから、ストレスがあったんだと思いますよ。だから『教育』の名を借りてその捌け口にしたんじゃないかな」(インタビューD) (インタビューA)  
「絶対やってはいけないことを『しつけ』として妻に教えているつもりだったので」(インタビューC)

妻が悪いことをしたから、あるいは自分を怒らせたから殴ってよい、という論理もよく使われる。これが家父長的な男尊女卑の上下関係意識と連動すると、服従しない相手を懲らしめて教育するという発想になる。

#### (4) 自分のストレスをぶつける

「このときは仕事のストレスがすごくたまっていたんですね。ストレスを外に出さずに内に秘めちゃうので、そのぶん家内にあたってたわけです」(インタビュー-D)

直接的に、ストレスを暴力で発散していたことを認める場合もある。この場合でも、次に述べる甘えがあると、それが悪いことではなくなるのである。

#### (5) 妻に対する甘え

「甘えがあったんじゃないでしょうか。妻に対してなら暴力の衝動を出しても許されるという。彼女がある線を越えて私の領域に入ってきたときから、暴力をふるってもいいような関係だと思いこんでいたわけです」(インタビュー-A)

妻に対して、自分を理解し何でも許してくれる母親的存在を求めている場合は多い。この場合に、(4)であげたストレスの発散や、(2)であげた暴力の当然視がはいってくると、暴力が妻との通常のコミュニケーションとして認識されてしまうことになる。

妻は、何でも言わなくともわかってくれ許してくれるから、こちらが暴力をふるっても、事情を理解して受けいってくれるはずの存在なのである。

#### (6) 分業意識

「仕事さえやっていればいい、そのためだったら家族を犠牲にしても仕方がない」(インタビュー-D)

妻とのあいだの上下関係や妻への甘えの意識には、仕事重視の分業意識が働いていることもある。このような分業意識は、仕事さえやっていればいいはずの夫に、家庭の問題を相談したなどによって、約束破りとして、妻にたいする暴力を正当化する要因となる。また、家族の犠牲はやむをえないという分業意識は、妻への配慮をなくし、その言い分に耳をふさぐ態度をもたらす。

(7) 妻の要求、反論の封じ込め

「こっちが言いたいことを相手の反応にはお構いなく言い続けてきた」（インタビューD）

男尊女卑や甘え、分業意識などの理由によって、妻の反論を聞きたくないという態度もみられる。このような、自分とは違う考えをもつ存在として妻を認めたくないという態度は、妻をことばで黙らせることができない場合の手段として、暴力を行使し、黙らせ服従させることになる。DVの被害者のアンケートでは、浮気などが原因で妻から責められることが、暴力をふるう引き金になったという回答も多い。（『友田＆梶山報告書』）

(8) 妻の行動の支配

男尊女卑や妻を一人の独立した人間としてみることができない甘えの意識から、妻が自分の意志に反した行動をとったとき、暴力をふるう場合がある。DVのアンケート調査では、妻・恋人が別れ話をしたことをきっかけに暴力が始まったという回答が少なくない。（前掲報告書）

(9) 暴力以外の手段によるコミュニケーション能力の不足

「家内のこと徹底的に無視すると、あとでいっきに爆発して暴力で解決するようになってしまって」（インタビューD）

「ものの成り行きなんか話しても全然わかってもらえない。ぼくの側についてくれる人間はだれもいない」（インタビューB）

「そこで暴力をふるわなかったのは、すごく自信になりました。殴らなくて、ことばで伝えられたわけですから。これからもああいうふうに、暴力をやめていけばいいんだと」（インタビューC）

妻・恋人に対するさまざまな意識が暴力というかたちをとる大きな原因として、暴力以外の方法でコミュニケーションをとることができないという、加害者のコミュニケーション能力やそれを阻害する状況がある。

(1)～(9)で、暴力を反省しない加害者の側の要因が尽きているわけではないが、インタービューなどにみられた以上のような9つの点は、加害者がDVを繰り返す原因をさぐる重要な手がかりになると思われる。

## 2. 家庭内暴力の原因と解決

DVの背景には、妻・恋人を独立した人格として認めていないという大きな問題があるが、家庭内暴力という固有の問題として焦点をあわせて考えるなら、そうした人格否認が、とくに暴力というかたちに結びつくのはなぜかを考えねばならない。1.で抽出した(1)~(9)の加害者の論理を検討するならば、なぜ、加害者が暴力に走るのかという原因を、大きく分けて、暴力的家父長制と、男性のコミュニケーション能力の不足という、2つの要因としてまとめることができるだろう。

### A. 暴力的家父長制

男尊女卑の意識(1)、暴力の当然視(2)、暴力の正当化(3)、妻に対する甘え(5)、分業意識(6)、妻の要求・反論の封じ込め(7)、妻の行動の支配(8)は、女性を地位の低いものとみなす家父長制の意識であり、しかも地位の低いものが従わないときは、暴力も当然という、暴力的な家父長制の意識を構成している。

### B. 男性のコミュニケーション能力の不足

また、暴力の当然視(2)、暴力の正当化(3)、自分のストレスをぶつける(4)、妻に対する甘え(5)、妻の要求・反論の封じ込め(7)、妻の行動の支配(8)、暴力以外のコミュニケーション能力の不足(9)は、男性がコミュニケーションの手段として、暴力に依存することを促進する。

#### ●男性のコミュニケーション能力向上のためのトレーニングが必要

では、どのような具体的な解決策を考えられるだろうか。個別には、もちろん、カウンセリングや、弁護士の介入が必要である。とくに、弁護士は、家庭内暴力を抱える男女の、別居や離婚の相談、また傷ついた被害者、行動を変えるべき加害者双方に、適切な自助グループを斡旋することが必要である。しかし、他方で、社会全体での取り組みも必要である。

男性のコミュニケーション能力の不足（B）にたいしては、男性のコミュニケーション能力をあげるトレーニングが必要であろう。男らしさの規範のなかで抑止されていた、おしゃべりや感情表現、他人の気持ちをサポートすることなどのモデルが提示され、社会的に肯定、奨励される必要があるだろう。

#### ●暴力を容認する文化を具体的に問い直す

一方、暴力的家父長制（A）に対してはどうだろうか。これまでも、男女平等、女性の権利といったことはつとに呼ばれてきた。しかし、これだけで十分だろうか。男女平等に異議を唱える人はもはや日本ではほとんどないのであるから、何がその平等を妨げているのかを具体的に指摘していくこそが重要ではないだろうか。男女平等のお題目ではなく、何が具体的に問題なのかを訴える必要がある。

すなわち、暴力は、ほかの理由で正当化できること、そして具体的にどのようなことを暴力というのか、という社会的認知を広める必要があるということである。結局、暴力の対象は、目下の者、女・子どもであり、これは、家父長制の暴力的表現にすぎないのだが、それをたんに「暴力的家父長制」というのではなく、暴力を容易に容認する文化を、具体的に問い合わせていかなければならない。

また、こうした暴力の背景として気になるのは、一見、たんに家庭の大切さを強調しただけにみえるような社会規範が、案外、こうした暴力的家父長制の要素を隠しもっているということである。たとえば、一般に家庭はやすらぎを与えるところとされている。このことばに家父長制や男尊女卑の陰はないようにみえる。しかし、この内実は、妻が、夫にやすらぎを与えるとことを意味してはいないだろうか。夫が家庭にやすらぎを求めて結婚したという場合、夫が妻にやすらぎを与える努力をすることがどのくらい念頭におかれているだろうか。

しかし、家庭の現実はどうか。妻の側からすれば、子育て・家事で疲れており、むしろ夫をくつろがせるどころか、夫は家庭の仕事の協力者であってほしいのである。夫が、家事・育児などの愚痴を聞き、やすらぎを与えてくれたらと思ったことがない妻がいるだろうか。一見、男尊女卑のかけらもなさそうな、家庭融和の思想も、実はその多くが男性に都合よくできており、女性の側からの現実をみていない。女性の側が、男性の都合にばかり合わせられない以上、こうした、隠れ家父長制の思想が生み出す、夫婦間の期待のギャップは、やはり期待を裏切られた夫の、妻に対する暴力の一因になりかねないのである。

### 3. シアトル調査との関連で

研究会では、アメリカのシアトル市でおこなわれているDV加害者に受けさせる矯正プログラムの内容が報告されたが、このような矯正プログラムは、当該加害者によるDVの再発防止という点で非常に重要である。残念なのは、シアトルの例は、加害者が受けなければならぬ刑罰としての側面が強く、本当に当人がどこまで納得し、見方や態度を変えることができたかどうか、それがどこまでプログラムにおいて重視されているのかが不明な点である。

しかし、DVが、社会的に対処すべき犯罪行為であるときちんと位置づけられ、こうした矯正の努力がおこなわれていることは、私たちが考えるべき将来のひとつの方であろう。こうした矯正プログラムは、ここまで述べてきた解決策とどのような関係にあるだろうか。下図に、DVに対して考えられる対策の全体の見取り図を記しておこう。

#### 【DVへの解決策】

- 個別の対処 — 加害者に対して：カウンセリング、処罰、矯正プログラム  
—— 被害者に対して：カウンセリング、法的・物理的サポート
- 社会的対処 — 家庭内暴力＝犯罪意識の定着、顯示的・非顯示的な暴力的家父長制文化の改善、男らしさの変容、男性のコミュニケーション能力の促進など。

2の「家庭内暴力の原因と解決」の項では、おもに社会的対処について述べたが、個別の対処の重要性は言うまでもない。ただ、個別の対処は、基本的には、法学者、精神科医などの方々の専門分野であり、社会学者としては、後者の社会的対処も重要であることをとくに指摘しておきたい。

家庭内暴力は、暴力を起こした個人だけの問題といえないところがある。その背景には、これまでの社会制度を背景として成立していた社会的意識、すなわち、父親はどうあるべきか、夫婦はどうあるべきか、男らしさとは何かといったことが深くかかわっている。たとえば、かつて人気を集めたテレビドラマの「寺内貫太郎一家」では、主人公の父親が當時、家族や隣人に暴力をふるう。この父親は、卓袱台をひっくりかえすことでしか自分の意志や感情を表現できないのだが、それが微笑ましい、愛情あふれる存在として描かれていた。そして周囲が、ことばでコミュニケーションできない父親の気持ちを察してやることが当たり前のこととして描かれる。家父長の、目下のものに対する暴力は、歴史的に容認され、肯定されてきたのである。

このような時代に育った男性たちには、こうした家父長の暴力を容認する文化は、いまや否定されているのだということを明確に知らせる必要がある。そして、暴力の文化に依存しない男性を、社会として育てていかねばならないのである。

### 【引用資料】

- \* 加害者 A のインタビュー 「男の曼陀羅」「女も男も」 7回 1999 秋号
- \* 加害者 B のインタビュー 「男の曼陀羅」「女も男も」 8回 2000 冬号
- \* 加害者 C のインタビュー 「男の曼陀羅」「女も男も」 9回 2000 春号
- \* 加害者 D のインタビュー 「男の曼陀羅」「女も男も」 10回 2000 夏号
- \* 友田 & 梶山報告書『ドメスティック・バイオレンス家庭における女性と子どもの被害』  
(アジア女性基金)

## ■第2節 教育社会学の視点から ドメスティック・バイオレンスを どのように社会問題化していくか

●伊藤茂樹／教育社会学

### 1. 「社会問題」とは

社会学では、社会問題を客観的な「実態」とみるのではなく、関係する諸集団（専門家、行政、被害者、クライアントなど）の言説（メディアやアカデミズム、行政などにおける問題の定義や解釈など）や活動（統制やケアなど）によって社会的に「構築」されるとみるアプローチ——「構築主義」——が興隆してきた（キッセ、スペクター、1990）。その発祥地であるアメリカでは、このアプローチによって wife abuse や battered women（虐待される妻・女性たちの問題）を取り上げた研究も少なくない。この観点に立つと、社会問題は実態のそのままの反映としてあるのではなく、言説や活動によっていかようにもつくられうることになる。また社会問題は政治的な産物であり、人びとはそこに巻き込まれたり、搾取されたり、利益を得たりもする。

こうした見方は、より「戦略的」に用いることも可能であり、むしろそのほうが実践的な意義は大きい。つまり、こうしたスタイルの研究とその知見を、現象の「より良い」「よりフェアな」問題化を図るために用いるのである。

そこでこの小論は、現在日本において社会問題化の途上にある----いまだ問題の定義や対処が十分確定していない----ドメスティック・バイオレンス（DV）という現象について、どのように問題化することがフェアであるのか、そしてもちろん、その現象を減らし、予防するにはどのような方法が最善であるのかを考える端緒としたい。

### 2. 問題化の戦略

まず、DVを問題化していく際に用いられるレトリックのメリットとデメリットについて、いくつか検討する。

#### (1) 「現代性」の指摘と「一般化」

社会問題の言説においては、その問題の「現代性」や「現代的な特徴」が強調されることが多い。「同種の現象は昔からあったが、現代においてそれは新たな特徴を示している」と言うことで、新奇さによって問題をアピールしたり、現代社会のさまざまな「病理」と関連づけて、問題をより広い文脈におく効果をもつ。これはたとえば、児童虐待の問題化におい

て顕著にみられる。

こうしたレトリックは、問題化する側にとって有効なことは確かである。しかし、これによって問題が歴史的にもっている普遍性や、古くから変わっていない側面は捨象されたり等閑視されがちであり、DVについてはその危険性が高いと考えられる。

DVは現象としては決して新しいものではなく、むしろ伝統的に続いてきたものである。そしてその性質は、時代を問わず一貫している側面のほうが多いと考えられる。にもかかわらず、現象の現代的な特徴（たとえば、殴ってしまう男の「心の病い」）ばかりを強調すれば、問題が特定の社会階層に偏在している可能性や、経済的要因とのかかわりなどが看過されてしまいかねない。

近年の社会問題において、仮に階層的な偏在を指摘すれば、それは社会の一部にみられる問題ということになり、広く問題化してアピールするにはマイナスになりかねない。したがって「普遍化」「一般化」（たとえば「ごくふつうの家庭の子どもも非行に走る」）が強調されがちである。しかし、多くの社会問題において階層や貧困がかかわっていることは現代でもそう変わるものではないと考えられる。こうした点を捨象すれば、問題の解決も偏ったものになっていく可能性がある。つまり、問題を広く受け入れられるかたちでアピールすることと、「正しく」問題化することは必ずしも一致しないことを見落とすべきではない。

## (2) 犠牲者イメージ

ある現象を社会問題化するにあたって、「犠牲者」をカテゴライズしてその犠牲の姿を描き出すことは有効である。理不尽な、ひどい目に遭っている人びとの存在とその姿をアピールすれば、その人びとを救わなければならぬ、そのような目に遭わせている人びとを統制しなければならない、という主張を正当化できるし、社会的資源の動員も容易になる。

しかし、「かわいそうな犠牲者」というイメージを被害者にあてはめることで、その人びとはまず保護や援助の必要な人びととみなされ、自律性や主体性が否定されかねないことに注意が必要である。このことは子どもに関する問題において顕著であったが、多くのDVの被害者である女性についても起こりうる。被害者を代弁してアピールすることが必要で有益なのは言うまでもないが、多様であるはずの被害者をひとつのイメージに固定し、弱者、犠牲者としての側面のみを強調するのは、ある種の共感（同情）と資源を引き出すことができても、その代償として別の抑圧（たとえば、ケアや統制を担う専門家による支配）や依存を招くこともある点を考慮すべきである。

より重要なのは被害者の自立である。このとき、被害者が自分のことばで自分のストーリーを語ったり、自前のカテゴリーで自分をカテゴライズすることは重要である。これは、問題の解釈とその克服の筋道を自律的、主体的に切り開いていくことにつながる。

## 3. 加害者への取り組み

次に、本研究会の課題である「DV加害者への取り組み」の方向性について、同様の観点

から若干考察してみたい。

DVはその被害の深刻さにもかかわらず「夫婦げんか」といった認識ゆえに社会問題と位置づけられてこなかった経緯があるため、現時点では被害者へのケアが先行している。しかし、加害者への取り組みを検討し、制度化していくことは、適切に問題化するにあたって不可欠である。

### ●加害者に制裁を加える方法

ここでは、2つのアプローチが考えられる。

まず、加害者に制裁を加える方法である。これは、当該加害者の「再犯」の可能性を摘みとるとともに、社会一般に存在する（潜在的）加害者に対する抑止効果が期待される。被害者に対しても「犯罪として加害者を処罰しうることを知らせ、自分が被害者であることや、告発可能であることを悟らせる効果をもつ。しかし、DVの場合は一方で、加害者は自分と親密な関係である（少なくとも一度は親密な関係であった）がゆえに、そのような公的処遇に委ねることをためらわせることもありうる。

また、現在少年非行がそうであるように、実態と離れた「凶悪化」のイメージにもとづいて「厳罰化」を進めて、社会の応報感情が満たされるだけで抑止効果はあまり期待できない。DVの実態や深刻さを訴えることは重要であり、問題の認知を広げるために有効でもあるが、これに偏っていたずらに加害者への恐怖心や憎悪を煽れば、問題の複雑さや、加害者が抱える問題に十分注意が払われなくなるおそれがある。

### ●加害者をケアする方法

次に、加害者をケアし、暴力にいたった（とくに内的な）事情を取り除くことで「治療」するアプローチがある。これは、さまざまな逸脱や社会問題が行為者個人の「心の問題」とみなされ、カウンセリングをはじめとする治療的はたらきかけによる解決が期待される昨今の傾向に合致したアプローチである。問題をこうした方向で解釈する枠組み（「虐待の連鎖」や「共依存」）も社会的に支持されやすい状況にあり、問題化していく際にもアピールしやすいと思われる。

治療的アプローチは、対症療法としては一定程度有効であり、また人道的な方法でもあると考えられる。しかし一方でこうした解釈や取り組みは、現象が「社会問題」でもあることから目を逸らさせる可能性もあわせもつことに注意が必要である。

現在の状況でDVを「（加害者の）心の問題」と位置づけ、その治療を試みれば、加害者の「心」や「人間性」を治し、加害者（と被害者）がよりよい人生を生きられるようにする、といった非常に大きな目標を設定することになりがちである。そしてこれは加害者、被害者、社会一般のそれぞれにとって魅力的に映る。しかし、果たしてそのようなことがDVへの対応策として可能であり、また必要なのか、ということを議論する必要がある。大きく抽象的な目標を設定して対処すれば、それはたしかに加害者や被害者の「人生を変える」ような意義をもつ可能性もある一方で、人の生き方やるべき夫婦の姿といったものを示して導くこ

とにもなりかねない。果たして、社会問題としてのDVに対処するときにそれが妥当なのかどうかは、慎重な議論を経て判断すべきであろう。

本研究会が観察したシートルで行われているアプローチは、このような大きく抽象的な目標を設定するものではなく、むしろ単にDVという行為をやめさせることに目的を限定するものであった。これにも一長一短があるのはたしかであるが、家庭や親密な関係といった私的な領域に社会として介入するとき、その目的を「許されないことをやめさせる」「社会として看過できない状況を解消する」ことに限定するのも1つの見識ではなかろうか。

#### 4. 加害者による言説

もう1点、DVを社会問題化していく際に、加害者サイドに関して重要と考えられる点について述べておきたい。それは、加害者自身が声をあげて言説を生み出し、社会問題化のプロセスに参与することである。

DV問題において直接責めを負うのは加害者であることは当然であるが、加害者を単に「悪人」とのみ位置づけ、断罪したり制裁を加えるだけでは、やはり問題は偏ったかたちで制度化されてしまう。彼らには彼らの抱えている、あるいは背負わされている問題があり、またそれを単に専門家に治療してもらうのではなく、自ら考え、自前のことばで語ることで、問題についての多面的な理解を社会に訴えていくのである。

たとえば、児童虐待においては、被害者である子どもの側に立った言説のみならず、加害者側（親たち、とくに母親）による言説が新たなジャンルをかたちづくり、そちらへの共感と理解も広がりつつある。加害者が語るということは、当然、非難の矢面に立たされるリスクもあるが、このようなメリットも期待できると考えられる。

#### おわりに

以上、DVを社会問題化していくにあたって考慮すべき論点をいくつか検討してきた。ある現象がどのように社会問題化されるかには、いくつもの選択肢がありうる。この選択肢はだれかが意図的に選べるようなものではなく、関係する諸集団の言説や活動が相互作用した結果としてあるが、ここで強調したいのは、ある特定の集団や勢力の言説のみが大きな力をもってしまうことの危険性である。「専門家」が知識や技術をもっているのはたしかであるが、彼らの言説や定義のみが真実なのではない。加害者も含めてだれかが沈黙させられることなく、それぞれのサイドが自分のことばで語る言説が流通することが、よりよいかたちでの社会問題化のための第1の必要条件であろう。

#### 〈参考文献〉

\* J.I.キッセ、M.B.スペクター、村上直之他訳『社会問題の構築』マルジュ社、1990年。

## ■第3節 心理学の視点から ドメスティック・バイオレンスに対する 夫婦家族療法の試み

●田村 毅／精神科医・家族療法家

本節では、ドメスティック・バイオレンス（DV）加害者に対する精神療法的アプローチについて検討する。私は児童精神科医であり、家族療法を専門とする。クライアントの多くは子どもや青年の精神的な問題を抱えてセラピーにやってくる。DVを直接的な主訴とするケースは少ない。そのなかで、臨床家族がもつさまざまな問題の一部としてDVが含まれているケースが少なくない。

本論では、そのようなケースを1例紹介し、このアプローチの特徴と問題点について検討する。なお、事例の記載はプライバシー保護の観点から、趣旨を損ねない範囲で、具体的記述に変更を加えてある。

### 1. 主訴

対象者は50代後半の夫婦である。家族構成は夫婦2人のみで、独立した20代の娘が2人いる。

主訴は、夫婦で明らかに異なる。夫にとっての問題点は、妻の自分に対する不満が多く、別居する事態になったこと。妻の「精神的な病」を治してほしいということである。一方、妻は当初、自分が精神的な病であるという夫の見方を消極的に受け入れていたが、セラピー途中から、夫のDVを問題にするようになった。

### 2. セラピーの導入

セラピーを始めた当初は夫が治療に積極的で、あまり乗り気でない妻を連れて来るという構図であった。妻の病気を治すために夫も協力するというダイナミクスであり、問題を定義するのは夫であった。

夫のスタンスは「ここ数年前から妻からの不平不満が多く、夫に対して反感情や嫌悪感を抱くようになり、最近別居する事態になった。妻はうち沈んだ暗い精神状態が続き、妻本人を連行し来談しました。妻の精神的回復を望んでいます」というものであった。

夫は長い手紙を持参し、いかに妻が夫に嫌悪感を抱くようになったか、それは妻自身が人間嫌いになっていて、その根本的な原因として妻は心の病気に違いないということが淡々と

述べられていた。

「妻は病気だ。病気と考えれば納得できる。先生から妻を説得して、諭して欲しい。私(夫)自身がクリニックにくるのはわざらわしいが、私が来なくなったら妻も来なくなるだろう。先生から妻の病気を治してほしい。私は健康ですし、心理的におかしいはずはない。私がセラピーに来る必要はない」と言い切る。

- この表現に表れているように、夫は自分の役割は「病気の妻」を連れてくることととらえており、自分自身が治療の対象となるとは考えていない。夫自身が真であり、妻の保護者としての自分と治療者が共同したい。したがって、夫婦で話し合ってもしかたがないと考えていた。
- 夫は妻に対する暴力を問題と感じていないどころか、妻との関係性に問題があるということさえ見えていない。「妻が病気ということであれば、私も気が楽。人間関係の問題だと大変だ」と述べているように、内心、夫婦関係の問題であることは感づいているものの、表面上は否定している。もし妻が病気でないとすると離婚しなければならない、共同生活は無理だ、と考えている。
- 治療者は夫婦合同面接を勧めるが、夫はその必要性を認めず、妻は夫の前では話しくいと言う。したがって、毎回面接のはじめに、2人合同で面接するか、1人ずつ別々に面接するかの希望をたずねた。治療者の勧めで、夫婦同時に面接することも何回かあつたが、大部分は夫婦どちらかひとりと交代で面接し、そのあいだ相手は待合室で待機するかたちをとった。

このような枠組のなかで、妻と夫、それぞれ治療に対する動機づけがずれたまま夫婦治療が始まった。

### 3. 夫婦間暴力に対する見方の相違

#### [男性の見方]

- 夫の口調からは、いかに彼が暴力を自己の意識のなかで正当化しているかがよくわかる。  
「私は妻の『ことばの暴力』にふだんは耐え忍んできたが、最近は受忍限度を越え、その態度と言動に立腹し暴力を加えてしまった。その結果、妻は私に拒否的になり、妻の強い要望によって別居生活となった」
- 夫は妻への暴力は猛省していると言う。しかし、それは妻と別れたさびしさから逃れるための口実にすぎない。  
「いまでも妻を心から愛している。別居のさびしさはつらい。なんとか妻の『うつ状態』を救い、元の円満な家庭に回復したい。すでに5、6年前から別室に就寝し、私の性的欲求は満たされていない。暴力は悪いと思うが、それはことばの暴力をふるう妻にきっかけがある。あれでは誰でも手を出さずにはいられないでしょう。妻が傷つける

ことを言うから、私は押し黙って暴力をふるうのだ」

- 夫は、「暴力を謝罪することは自分の人間性のすべてを否定することになる」とも述べている。暴力が妻とのコミュニケーション・パターンのなかに取り込まれ、夫の行動様式の1つに埋め込まれてしまっている。「暴力を謝ることはなかなか切り出しがいい。それは2人の核心の部分だ。妻からの非難の言葉が怖い」。夫は肉体的優位性を保つことで、自分の存在価値を見出している。それを手放すことは、自分のアイデンティティを喪失することにつながる。

「妻を叱って叩いたこともあった。原因は忘れたが、妻が勝手なことを言うようになった。あなたの父親はどうのこうのと実家の名誉を傷つけるようなことを言う。それでも私は我慢強いほうだ。ふつうの男なら離婚になるだろう。夫が妻を叩くことはふつうの家庭でもあること。それをなぜ憎むのかよくわからない」

- また、暴力をふるう男性の根底には夫婦関係における男性優位性と、夫婦関係以上に親子関係を重視する家父長的価値観がみられる。そのような価値観の元では、DVはまさに「ふつうにあること」であり、必ずしも望ましくはないが絶対的に否定されるものでもない。そのような夫に対して、治療を通してこの価値観を見直そうとすれば、大きな抵抗を示す。法的強制力などがないかぎり、このような男性が自分の暴力の不當性に「気づく」可能性はごく低い。

この夫も、妻から的一方的な別居の申し立てがあったから、セラピーにも通うようになつたが、彼にとっての問題はあくまで妻の「病気」であり、夫婦間の暴力関係に問題の根元があることをいくら治療者が示唆しても、受け入れることはなかつた。一見自分の暴力を反省しているかのようにも見えたが、その後で述べた「暴力のことを謝るつもりはない。限度を越える非難・中傷・罵倒があったから」というのが彼の本音である。

### [女性の見方]

- 一方、女性にとっては当初から夫の暴力が問題であった。しかし、その話題はセラピーを開始した当初は自ら語られることはなかつた。夫の提示した問題性の定義、つまり夫の暴力はあくまで「結果」であり、根本には妻自身の「心の病」があるという見立てに対抗できる、別の仮説はもたなかつた。もち得たとしても、それを正当化し、表現するだけの自尊心は抑えられていた。

セラピーが展開していくなかで、治療者との信頼関係が形成されてゆく。暴力は絶対的に許されるべきものではないという治療者の見方に妻が勇気づけられるにつれて、彼女は自分自身の感情を表現できるようになってきた。

「夫からの暴力があるとその後2、3ヶ月ものあいだすごく落ち込む。自分が壊れてしまつたような気持ちになる。すべてのことに対して自信がなくなる」「殴られた日から自信がなくなった。子どもも大きくなり、いろんなことが『できそうだ』と思いつけていたのに、仕事も自信がなくなり辛くなつた」

- 当初は、自分のうつ状態を、原因不明の病気に由来するものと規定していたが、そうではなく、夫の暴力と自分の精神状況とを関連づけられるようになってきた。また、夫の暴力自体についても客観的に述べるようになってきた。

「3年前、何でもないことで夫に叩かれたことがとてもショックだった。自分の人生を否定された気分になった。それまでは2人の子どもを育て、仕事もやってきたという満足感があったのに。毎日が楽しいという喜びが、夫に殴られる前まではあったが、殴られてからなくなってしまった」

- 妻にとってこのように述べることは大きな進歩である。それまで内在化して、自尊心を奪っていた暴力について、自己と切り離して述べられるようになったのである。また、夫とその家族の病理性についても語るようになった。「夫の家族には暴力が結構あった。夫の父親も暴力をふるっていたし、おじもアル中なのだ」このことは、妻は認識していくながら、だれにも伝えることはできなかった。妻の「不満」としか処理されなかつたことが、セラピストに述べることによって、1つの客観的事実に格上げされることになる。そのことで、妻は自責から回復することができた。

#### 4. 女性に対するセラピーの過程（気づきとアサーティブネス）

この女性に対するセラピーのプロセスをもう少しくわしく分析しよう。この女性は、セラピーを受けはじめてから大きく変化した。自分の状況を客観的に位置づけることができるようになつたばかりでなく、対夫、あるいは対社会に対して、より自己を主張できるようになった。

しかし、それははじめから可能なわけではなかった。30回以上にもおよぶ長いセラピーの過程のなかで徐々に変化していった。ここでは、便宜上それを4つの時期に分けて概観していく。

##### [第1期]

第1期は、夫の問題の見方を受け入れ、おびえている時期である。

セラピーをはじめた当初、妻は夫に連れられてきた病者としてのスタンスを受け入れ、彼女自身の見方を提示することはできなかった。妻は今後の見通しについて「夫と別れたい、もう2人の関係は戻らないだろう。夫の考えを変えてもらいたいがそれは無理だろう」と述べていた。妻は、夫との25年間の生活に疲れきっていた。夫が怒鳴ったり妻に暴力をふるう態度に耐えられない。いつ叩かれるかわからないという恐怖にいつも怯えていた。妻から見て、夫は自分が絶対正しいと信じきっているので、夫が人の気持ちを理解することはできないと考えていた。

しかし、夫と別れることはできない。手に職をもち、経済的には自立しているが、1人でいるさびしさ・不安がある。はっきり離婚するという選択肢もないことはないが、むしろ夫の実家への体面を保ちながら、夫が望んでいる実家とのかかわりは冠婚葬祭や親が病氣で倒

れたときの看病など必要最小限にとどめ、なるべく夫とは距離をおきたいと願っていた。

この時期、夫は、「妻は弱い人間だから離婚など考えずに自分について来るだろう」と信じていた。

## [第2期]

第2期は、自分を語り始めた時期である。

面接を重ね、治療者とクライアントとの十分な信頼関係ができあがってきた段階で、妻は自分の過去の物語について語りはじめた。

自分の母は2歳のころ死亡した後、厳しい継母に育てられ、子どもらしさを出せず、本当の自分を出すことができなかった。結婚後は夫の強烈な個性で、自分がなくなってしまう危機感を抱いていた。夫は日常のささいなこと、たとえば友人との長電話などでも突然怒り出した。

妻はうつ積した自分のつらさをさかんに言語化するようになった。「私の気持ちをわかって欲しい」という願いが強まるとともに、このあたりから、だんだんと自己主張できるようになってきた。夫に一方的に規定された「うつ病」の役割から抜け出し、夫への不満を表現するようになってきた。夫は、結婚後2、3年してから酒を飲みはじめた。毎晩日本酒を3合程度飲み、性格が変わってしまう。そればかりでなく、夫は不在がちで妻はいつも待つ役だったことも語るようになった。

また、夫に対する今までとは異なる見方も出てきた。「夫はここ（面接室）でしか自分の気持ちを話す場所がないんです」という表現には夫に対する配慮がこめられている。今まででは、妻は病者（=弱い立場）をとっていたので、このような配慮を夫に向けることは少なくともことばのうえではなかった。つまり、このような表現ができるようになったのは、彼女の意識のなかで、夫に対しては弱い立場から脱却できたことを意味した。

治療者からは「いまの生き方に自信をもってよい」というメッセージを両者に平等に繰り返し伝えた。これはとくに妻に対して配慮したメッセージではあるが、妻へのサポートを優先させると、夫へのサポートがむずかしくなる。そのために、このような中立的なメッセージを伝えた。

そのようななかで、妻は徐々に自分の気持ちを治療者に述べられるようになった。疲れている、気力がない、体調も悪い。夫は暴力も酒も悪いと思っていたなかで、この2つは別々の出来事であった。それが変化して、この2つを結びつけられるようになった。通常、うつ状態ではそうはいかない。

夫への手紙のなかで、離婚の可能性についても初めて書いた。その返事として、夫から妻に対して初めて反省しているということが書かれた。このような手紙のやり取りの後、妻はすごく気分が楽になったと述べている。一方、夫の返事はそれまで妻が悪いの一辺倒だった

が、多少変化してきた。自分の言動が悪かったということも書いてきている。

このような変化のなかで正月を迎えた。夫の暴力は正月に多いので、恐れていたが、今回はみられず、いつもより楽しい正月であった。

### [第3期]

第3期は、感情が戻ってきた時期である。

暴力の恐れからかなりの程度解放された妻は、さらにセラピーを深めていくなかで、自分自身の心の内面について語るようになってきた。

妻は定年を迎えた。仕事を辞めて楽になった反面、さびしくなった。夫との心のふれあいがなく孤独を感じる。夫といふと、自然な自分でいることができない。自分の気持ちを夫に伝えると、すぐに批判ととられてしまう。夫の姿を見ていると腹立たしくなる。夫への期待を捨てればもっと自由に生きていられると思うが、そこまではいかない。どうしても気になってしまう。もっと心を広く持たねばと考えている。

このように自分の気持ちを語っているのではあるが、以前とは異なっている。セラピーを開始した当初は、夫によって語っていたことをそのまま受け取っていたが、このころになると自分のことばで語りはじめた。夫に殴られる前までは、毎日が楽しいという喜びがあつたことを思い出せるようになった。また、そういう気持ちになりたい。妻にとっての理想の夫婦は話し合いができる、仕事の分担ができる夫婦であった。今まで1人で家庭を支えてきた。夫は自分ではやっているつもりだが、毎晩12時や1時の帰宅で気が向いたときだけやっていた。

しかし、夫は変わるものではない。夫を変えることができないと考えている。今まで凍っていた感情が戻るとともに、どうにも動かしがたい夫婦関係の閉塞状況にも直面せざるを得なかった。

### [第4期]

第4期は、夫婦の関係性が変化した時期である。

このような過程を経て、夫婦関係も徐々にではあるが変化してきた。それを示す象徴的な出来事があった。

治療者は、ある面接で2人が感情的に高ぶったので、帰り道は夫婦別々がよいと指摘した。夫は不本意で、いっしょに帰りたいと不満を言いはじめた。それを聞いて、妻は「今までずっと夫の価値観に従ってきたのよね」と急に明るくなった。それに対して治療者から、あなたは力をもっている。それがうまい具合に出せれば夫との関係も変化するだろうと伝えた。それを聞いて、妻の表情が急に明るくなった。

その次の面接では、妻の気力が出てきたことが報告された。今まででは自信がなかったからつらかった。いまは「私の考えは悪くないんだ」という気持ちになれた。夫はいまのところ暴力をふるっていないことなどが報告された。

治療者から、夫婦関係は自分たちの意思でいかようにもなれることを強調しながら、これ

からの夫婦関係をどうしたいかをたずねた。妻にとって、満足できる家庭をもつことが夢だったが、夫からは何も得られないことがわかった。いまよりもう少し離れた距離をおいて別々に暮らしていきたいと述べた。

妻の精神状態はだいぶよくなってきたので、妻に対して今後のセラピーを継続するかについて希望をたずねた。自分はもう大丈夫だが夫のことを話すのはここしかない。また夫にとっても、夫婦のことを話せるのはここしかない。今後は夫の発散の場としてここを使いたい。つまり、妻の具合を思いやる夫という構図から立場の逆転、つまり夫を思いやる妻という構図に変化した。

このような過程を経て、妻は「私は元気になりました」と言いきれるまでになった。

## 5. 男性に対するセラピーの過程

このように女性は大きく変化できたが、男性はなかなか変われなかつた。このあたりが、男性に対するサポートのむずかしさである。

夫は、一見非常に堅い感じのする人である。当初、自分の暴力について違った見方をもつよう支援したが、この点に関して訂正不能であった。夫はこのことについて問題意識をもつことはできなかつた。妻は手紙で夫に自分を表現できるようになったのに対して、夫は病気の妻が書いた悲観的な手紙と解釈した。

しかし、妻が自信を取り戻すに従つて、夫の立場が弱まってきた。「心地よいことがなにもない。私への嫌悪感と憎しみ。これは心の病気から来ている。私は耐えますけど…ふつうの男性なら耐えられず怒るだろう」などと述べている。

夫は、実家の長男として両親の介護について不安を抱いていた。しかし、家を継がなくてはいけないという家制度的な義務感と本音のあいだにはギャップがある。「私も本当は実家には帰りたくない。両親が死んだら、しばらくは私が管理するがそのうち閉鎖（=売ること）しなければならないだろう。あんな田舎に住むのはいやだ」と述べている。治療者はこのような夫のさびしさとジレンマに共感し、心境の変化を受けとめた。DVを含んだ夫婦関係にもっと変化を求めたいが、夫は受け入れない。ここでは無理をせず、夫の見方に従うしかない。

セラピーを通して、結局、夫の考える夫婦関係は変わらず、その点、セラピーを受けた効果は夫にはわからなかつた。しかし、治療者が夫を心理的にサポートするなかで、夫から妻への暴力はなくなつた。

この事例は、DVにかかる男性に対する心理的な支援の一例であるが、DV男性に対する精神療法的なアプローチについて総括的に考えてみたい。

第1に、精神療法的アプローチを選択する適用 (indication) についてである。

すべてのDVにこのアプローチが適切であるわけではない。むしろ、DVケース全体からみれば、ごく一部分のケースしか扱えないのかもしれない。まず、暴力の程度である。暴力

の程度が激しく、被害者が身体的・心理的危機状況にある場合は心理療法的アプローチの適用にはならない。このアプローチは時間がかかる。1回や2回程度の治療で、暴力という問題は解決せず、時間をかけて徐々に修復されていくものである。したがって、現在、危機的状況にある場合はほかの強制的な手段により、まず被害者の安全の確保をはかる必要がある（下坂、1999）\*。

本事例では、妻は夫の暴力に苦しんでいる。その頻度は年に数回程度であり、妻にとっての心理的負担は大きいものの、直接の身体的侵襲の大きさはそれほどでもない。実際、妻もそのような夫との物理的な近接度にはそれほど困難を感じていないために、継続して長期におよんだセラピーに耐えることができた。

## 第2に、男性クライアントの動機づけをどう保つかということが重要である。

通常、精神療法は本人が問題を解決したいという積極的な意思があってはじめて可能となる。なぜなら自己の心理を見つめ、深層を解き明かしていくためには、自らがそれを望んでいることが前提となるからである。

一般に、被害者である女性は、現状に困難を感じ、変化することを望む。逆に、加害者である男性は、自らその行為の重大さに気づき、現状を変革しようとする動機づけはきわめて低い。このような状況では、精神療法的アプローチの軌道に乗ることはできない。そこで、何らかの工夫が必要となる。

その1つの可能性として、警察や司法システムによって告発され、その処遇の1つとして精神療法を義務づける場合がある。日本ではまだ実施されていないが、欧米諸国では多くみられる。これは、少なくともクライアントをセラピーの場までは運んでくることができる。しかし、内心はセラピーを受ける動機づけは低いので、本来の精神療法的手法とは異なったアプローチが必要になってくる。今後、日本でもこのようなシステムが導入される可能性については未知数の部分が大きいが、現在の段階ではこのような手法を用いることはできない。

このような義務づけがない状態で、男性がセラピーを希望するのは2つの可能性が考えられる。1つは、自らの暴力を反省し改めようという気持ちになる場合である。これは、暴力が自分の生活上何らかの不利益を来たす場合、宗教的な動機づけ、あるいはマスメディアからの言説などによる自己改心などがある。本来、このようななかたちでの本人自らの悔い改めが可能であれば、そもそもDVの問題はこれほど大きくはならないわけで、自らが気づく場合は残念ながら全体のごく一部である。

もう1つの可能性としては、本事例にもあったように、DVとは別の問題を主訴に掲げてセラピーを求める場合である。本ケースは「妻の心の病」が夫にとっての主訴であった。夫自身もDVには気づいているのであるが、それは本来の問題に間接的に関連するものとは位置づけてはいるものの、そのこと自体はそれほど問題視はしていない。そのような枠組みをいったん治療者が受け入れることにより、男性クライアントはとりあえず治療者との関係をもつことができる。そのうえで、時間をかけながら、男性にDVのことについても気づかせ

\* 下坂幸三、中村伸一、福山和女、岡田隆介、樋林理一郎「家庭内における暴力を臨床の中でどう扱うか」『家族療法研究』16(2): 76-96 1999年

ていくことは可能であろう。本ケースでは最後までそのことを第1の問題としてとらえることはできなかった。しかし、結果的には妻への暴力は収まったので、治療効果は期待できた。

心理療法家へのこのようなかたちのアプローチは実際にはかなり多いことが予想される。しかし、背後の問題としてDVが隠されていることに気づくためには、治療者のDVに対する感受性が問題になる。従来の心理療法家は児童虐待の場合もそうであったように、DVに敏感な視点を必ずしももちえていない。今後は、治療者たちのDVに対する意識の向上が重要になる。

### 第3に、治療のターゲットを誰に当てるかという点である。

大きく分けると個人のレベルと関係性のレベルの二通りが考えられる。従来は、個人を対象とした支援が中心であった。フェミニスト・セラピーは女性を対象として、女性が問題を解決するための資質を女性自身が身につけるプロセスを支援した。それと同様に、男性に対して、DVの加害者という問題を本人が自覚しているという前提のもとで、それを男性自身の資質としてとらえ、変えていくことである。これを、「男性を対象としたフェミニスト的アプローチ (feminist approach for men)」、もしくは「gender sensitive approach for men」(Bograd, 1991) \*と呼ぶ。

治療はまず男性がもつ攻撃性の由来について探索することから始まる。精神分析的な枠組みでは、無意識レベルでの反応であり、それは多くの場合、幼少期における体験、ことに家族内の母親あるいは父親との関係のなかで生じた問題が、本人の性的成熟を阻害し、そのために十分に分化した自己が形成されていないという観点である。また、認知行動療法では、攻撃性を学習された認知プロセスとしてとらえる。新たな学習によりその悪循環を絶ち、より効果的な認知パターン、行動パターンを習得することに治療の目標がおかれる。

この場合、当然ながら、治療の対象者は、当該の人1人ということである。それを個人ベースで行うか、集団ベースで行うかは、両方の可能性がある。個人ベースでの男性へのDV防止のアプローチがどれくらい行われているか実態はつかめない。むしろ、より一般的なのは、グループアプローチ、とくに同じ問題をもった個人同士が集まり、おたがいに援助しあう自助グループ (self-help approach) である。DVという心地よくない問題に1人で孤独に向き合うよりは、同じ境遇者同士で語り合うほうが精神的負担は少ない。ただし、その前提には、自分のことを自分と同等の立場の人間たちに開示できるかということが問題となる。

以上は個人レベルでのサポートであったが、それとは対照的に、システム理論では、問題性を個人の精神内界には求めず、関係性のレベルに規定しようとする。この場合、個人に対する支援であっても、治療者の視野は1人の人間ではなく、被害者と加害者を含む複数の人間からなる関係性を俯瞰してとらえる。その場合、DVという問題の起源は個人ではなく、社会・文化的価値観も含めたジェンダーに刻み込まれた夫婦関係のパターンという仮説のもとに、関係性のパターンを修復しようとする。この場合、夫婦同席が望ましいが、必ずしもそれが可能とはならない。とくにDVの場合はそうであろう。面接場面では個人単位のクラ

\* Michele Bograd ed.Feminist approaches for men in family therapy.New York Harrington Park Press,1991

イアントを対象としても、治療者の治療マップには両者の関係性が念頭になければならない。

本事例も、これに相当する。このカップルの支援にはシステム的な視点を取り入れた。2人の同席面接は、当事者の抵抗が強くあまり行わなかったが、1回の診療セッションの時間を前半と後半に分けて入れ替わって話をするという方法を採用した。

最後に、このような男性への精神心理的アプローチを適用した場合の問題点を考える。

#### 1つ目は、一時的な暴力の悪化である。

治療のプロセスで、暴力について、あるいは加害者——被害者の関係性の葛藤を意識のうえで表面化させる。ふだんは、問題がありながらも日常生活の多くの部分では忘れている、つまり無意識のレベルに押しこめている。その葛藤を、精神療法によって直面化すると、暴力が悪化することがある。あるいは、それまでかろうじて維持していたバランスが崩れ、そのために暴力が悪化する場合もある。

たとえば、あるほかの事例では、おもに妻側に強力な精神療法を行った。その結果、妻個人はエンパワーされ、妻の立場を強化することができた。しかし、そのために夫の妻に対する優位性が崩れ、必死に取り戻そうとする夫は暴力をふるう頻度が増した。

このような場合でも、精神療法を継続することでより深いレベルの洞察が達成されれば、暴力は落ち着く場合が多い。しかし、それまでの期間を被害者が耐えられるかについて細心の注意が必要である。

#### 2つ目に、個人を救うか、関係性を救うかの選択である。

個人を中心としたアプローチでは、個人の自己実現を第1の目標とするから、関係性は二の次である。個人の安全と幸せのために関係性が犠牲になってもかまわない。別居、あるいは離婚は優先順位の高い選択肢となる。一方、関係性を中心に考えれば、通常は関係性を保ったままでよりよい機能的な関係性を模索する。もちろん、個人レベルでの幸せが最重要課題ではあるが、それを達成するために関係性を捨てるという選択肢はあまり浮上してこない。

私が経験する夫婦ケースの多くは、暴力を受けながらも相手に対して依存している面もある。この場合、関係性については両価的であり、実際に別れるという選択肢はあってもあまり実行されない。ここで治療者は、選択のプロセスに直接タッチするべきではない。当然のことながら、判断はクライアントにあるわけで、クライアントの自らの決定をより効果的にできるように支援するのが治療者の役目である。そのためにも、どちらがよいという価値判断ぬきで、両方の可能性を示唆することである。「別れることもできない、一緒にいることもできない」という状況判断から、「別れることもできる、いっしょにいることもできる」というように選択範囲を広げることにより、加害者・被害者の双方にとって、よりよい選択が行えるようになる。

## ■第4節 刑事法の視点から

アメリカのDV対応プログラムから

日本が学ぶこと

●後藤弘子／刑事法

これまで、アメリカの加害者向けプログラムに関してはいくつかの紹介がなされている。たとえば、中村正の「ドメスティック・バイオレンス加害者治療の試み——『男の性暴力グループ』の経験から」（「アディクションと家族」17巻3号280頁）、「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究」や、「男たちはなぜ暴力をふるうのか」（女のスペース おん ブックレット）では、ボストンの「エマージュ（EMERGE）」、カリフォルニアの「マン・アライブ」というプログラムが紹介されている。

ここでは、米国における加害者向けプログラムをあらためて紹介しながら、そこから日本が学ぶべきこと、日本のDV対策における課題について考えていきたい。

### 1. 執行猶予の条件としての加害者向けプログラム

アメリカ合衆国・ワシントン州シアトルでは、Municipal Court（軽微な事件を担当する第一審裁判所、以下「市裁判所」）におけるDV事件の場合、執行猶予（プロベーション）の条件として、SOC（Stipulated Order of Continence）という介入プログラムへの参加が義務づけられる。SOCとは、「契約にあたり不可欠の条件として法廷より求められる制約」というほどの意味で、その内容に関しては基本的な事項が法律で決められている。SOCの期間は1年間で、6ヶ月は週に1回、あとの6ヶ月は月に1回が義務である。どのプログラムに参加するかは、市裁判所のDVユニットのプロベーション・オフィサーが調整する。

### 2. いくつかの特徴 ~ダルース・モデルを中心に~

シアトルの加害者介入プログラムについて、次のような特徴が見られる。

#### (1) 刑罰代替および制裁としての介入プログラム

SOCは、あくまでも刑罰代替プログラムの制裁プログラムであるということである。したがって、ここでの加害者向けプログラムは、治療（treatment）ではなく、あくまでも介入（intervention）として行われる。そこで行われるのは、カウンセリングではなく、とるべき行動を教えるという教育である。そのため、ファシリテーターは、カウンセリングのようにクライアントに共感するのではなく、常にジャッジメンタルな態度を貫くことが求められる。

また、制裁であるために、参加者が費用を支払うということが必要となる。費用を支払う

ことは、参加・継続するインセンティブを高める役割も果たしている。

今回訪問したのは、Family Services（以下、FS）という団体で、裁判所命令による加害者に対する介入プログラム（Batterer Intervention Program）を実施している。

FSでは、ミネソタ州ダルースのDomestic Abuse Intervention Projectによって開発されたプログラムをもとに、教育が行われている。このプログラムは、Ellen PenceとMichael Paymarによって開発されたもので、その内容は、「Education Groups For Men Who Batter: The Duluth Model (Spring Publishing Company, 1993)」として出版されている。FSでは、同じ著者による「Power and Control: Tactics of Men Who Batter An Educational Curriculum, (Minnesota Program Development Inc., 1993)」がマニュアルとして使われている。

## (2) 暴力の車輪と非暴力の車輪

プログラムの基本となるのは、日本でもよく知られている暴力のパワーとコントロールの車輪に対応する、非暴力の平等の車輪である（P.16～17参照）。この2つの車輪は対応関係にあり、全部で8つあるカラムが、暴力の車輪と非暴力の車輪でそれぞれ対応関係をもっている。たとえば、暴力の車輪における「相手を隔離し孤立させる」という行動を、非暴力に変えていくには、「相手を信頼し支援する」行動を身につけることが必要となる。暴力を非暴力に変えていくために、一つひとつのテーマにそった教育プログラムが行われる。一定の時間をかけて、非暴力の車輪を一周することで、パートナーとの平等意識を前提とした非暴力の態度が身につくように工夫されている。1つのテーマを2、3回で終えるようにつくられている。

## (3) 10の効果的なエクササイズ

ファシリテーターは、加害者に非支配的行動を教えるために、参加者の一部によるロールプレイをまず行い、そのロールプレイに対してほかの参加者の意見を聞き、効果があるとされている10のエクササイズのなかの1つを、ファシリテーターが選択して行う。

非支配的・非暴力的行動を身につけるのに効果的とされるエクササイズは、次のとおりである。

### ① タイム・アウト/クール・ダウンを学ぶ

参加者に、どのようなときに自分が暴力的になりそうなのかを気づかせ、その場合には、自分の怒りがおさまるまでその場を離れることを教える。

### ② 怒りのサイン (cue) に気づく

自分の緊張、ストレスや怒りが始まるシグナルとしての身体的・感情的サインに気づかせる。

### ③ 肯定的なセルフ・トークをする

タイム・アウトや口論のあいだに自分の頭に浮かんだことばについて質問することで、自分がことばによって怒りをエスカレートさせていることに気づかせる。「彼女が挑発したんだ」ということばではなく、「自分はなぜ彼女が怒っているのかわかっ

ている」

といったより肯定的なセルフ・トークができるようにする。

④ 女性が恐怖を感じていることに気づく

⑤ アサーティブな行動をとる

参加者に、攻撃的な（aggressive）行動とアサーティブな（assertive）行動の違いを理解させる。攻撃的な行動は、他人の権利を無視した感情や意見の表明であり、会話である。それに対してアサーティブな行動は、他人の権利を否定することなく、自分自身に利益をもたらす感情や意見の表明である。パートナーを強いることなく、自分自身を主張できるようにする。

⑥ 女性の怒りを受け入れる

⑦ 言語によらないサインに気づく

何かを言うときに、声のトーンや身振りによって、その言葉の与える影響の違いに気づかせる。

⑧ 感情や考えを相手に伝える

⑨ 相手の自由にさせることの重要性に気づく

パートナーが受け入れてくれないような場合、その悲しみが怒りになる場合がある。このエクササイズは、変わることない状況を受け入れることによって、そこから生じる結果をコントロールする必要性を学ぶ。

⑩ 勝つ必要がないことに気づく

以上のエクササイズを用いながら、非暴力的・非支配的行動を選択していく方法を身につけていくのである。

#### (4) 参加者に対するルール

ダルースの介入プログラムにおいては、参加者は次のルールを守ることが要求される。

① 参加者は2回以上休むことはできないし、休んだ場合には、それを補わなければならない。2回以上休んだ場合には、グループからはずされ、裁判所に報告される。

② 遅刻はみとめられない。2回以上遅れた場合には、遅れたセッションの単位はもらえない。

③ プログラムに参加しているあいだは犯罪となる暴力を行ってはならない。

④ グループディスカッションにおいて、他人の行動に文句をつけてはならない。

⑤ 宿題をやってこなければ単位が与えられない。

⑥ グループのメンバーの名前は秘密にされなければならない。

⑦ グループにおいて、性差別的な、または人種差別的なことばを使ってはならない。

⑧ アルコールや薬物を使用している場合には、セッションに参加できない。

⑨ グループを混乱させたり、非協力的な場合には、プログラムへの参加が停止される。

FSにおけるルールも、基本的にはこのルールに基づいている。

## (5) 「被害者の安全」の優先と被害者へのオリエンテーション

加害者を非暴力に教育するプログラムであるならば、その教育の成果が現れているかを確認する作業を行うことで、そのプログラムの有効性が判断できるはずである。けれども、SOC (Stipulated Order of Continence P.39参照) における介入プログラムでは、たとえば被害者と加害者がいっしょに住んでいる場合、被害者に加害者の生活がどのようにあるかを聞くことは決してない。なぜならば、被害者に加害者の行動を報告させることは、加害者を刺激し、被害者の安全というDVにおいてもっとも優先されなければならないことが、阻害される可能性があるからである。

けれども、このことはプログラムを実施する団体が、被害者にまったく接触しないということを意味しているわけではない。

FS (Family Services) で使用されているPence & Paymar のマニュアルによると、加害者に対するプログラムが受け入れられるためには、当人にプログラムについての説明をきちんと行うこと、被害者の安全が確保されることが何より重要であるという。そのために、パートナーが介入プログラムに参加している被害者に対して、オリエンテーションを行うことが有益だとしている。

被害者は、加害者がプログラムに参加すれば、変わることを期待している。けれども、実際は加害者はそう簡単には変わらない。加害者がプログラムを受けているあいだ、身体的な暴力は少なくなるが、他の手段でパートナーをコントロールしようとする傾向が強くなるという調査結果がある。また、加害者がグループのメンバーやファシリテーターからさまざまな影響を受けることで、より洗練された言い方を学ぶこともある。たとえば、ファシリテーターが「悪いのはおまえだ」と言っていたというかたちで、パートナーを虐待する場合もある。そのようなことを避けるために、パートナーにオリエンテーションを行い、どのような内容のプログラムが行われるのかなどの情報を与えることが重要となる。

シアトルのあるキング郡評議会が出している「ドメスティック＆デイティング・バイオレンス (Metropolitan King County Council "Domestic & Dating Violence")」というDVに関する基本的情報と関係機関に関する具体的な情報が得られるリーフレットがある。これはA4判33ページのもので、1994年に出されてから版を重ね、1999年9月で第6版となっている。そこでは、DVが合意 (consensual) に基づくものではなく、親密な関係をもつパートナーに対して強制的なコントロールを確立し、維持しようとするための行動パターンであることが説明されているほか、DVの行為の種類、DVのサイクル、被害者、子どもへの影響についてなど、DVに関する基本的な情報が網羅されている。DVの被害者がかならず目にするであろうリーフレットにおいても、加害者に対するプログラムの説明が行われている。

さらには、シェルターとの関係も重要である。シェルターからのDVに関する情報やシェルターのスタッフとのコミュニケーションがなければ、プログラムの目的が達成されないだけではなく、被害者の女性を危険にさらしてしまう事になる。そのため、シェルターのスタッフがプログラムのファシリテーターの打ち合わせに参加できるようにしなければならないし、被害女性に影響が与えるようなプログラムが行われるときには、シェルターのスタッフ

の意見をよく聞かなければならない。さらには、実際のグループセッションをモニターすることも行えるようにしなければならないことが強調されている。

筆者が参加した実際のセッションにおいても、シェルターに収容された女性たちの姿や意見を収録したビデオを女性の恐怖を理解するために参加者に見せていた。このことは、プログラム実施機関とシェルターの関係が有効であることを示す、ひとつのエピソードである。

加害者向けプログラムが制裁的な意味をもつ以上、制裁を行うことが、逆に被害者の安全を脅かすことになることは許されることではない。また、加害者が非暴力的になるように教育することは、第一次的には、加害者のためにではなく、被害者のために行われることからも、被害者の現在の安全を犠牲にして、将来の安全を期待することも認められない。どのような場合にも、被害者をいちばんに考えることが、加害者向けプログラムをDV対策の一環として位置づけるための必要条件であるといえよう。その実現のために、ワシントン州では、プログラムのファシリテーターには、被害者について30時間、加害者について30時間学ぶことを義務づけている。

#### (6) 誤認逮捕と加害者向けプログラム

ワシントン州のDV防止条例によれば、警察は「相当な理由 (probable cause) があれば、逮捕をしなければならないと規定されている。そのため、たとえば4時間以内に暴行を受けたり、暴力行為によって傷ついたり、痛みを感じたり、安全に対して不安を感じているということを信じるにたる相当な理由があれば、その人を逮捕することが義務づけられている。警察はその場で必ず「加害者」を逮捕する。そのことは被害者の安全のためには望ましい制度であるが、場合によっては、被害者にとって過酷な結果を生ずることにもなる。

ある事件で、警察が911コール（110番通報）により現場に駆けつけたとき、その被害者の女性の肌が褐色であったため、首をしめられた痕などに警察が気づかず、男性のほうに傷があったということで、どちらが最初に暴力行為を行ったかが正しく判断されずに、女性のほうが逮捕された。その女性に対してもSOC（P.39参照）が言い渡され、介入プログラムに参加することになったという。FSでは、そのような事情のある女性のためのプログラムも準備しているということであった。

#### (7) プログラムと女性の役割

今回訪ねたFSでは、プログラムのファシリテーターは2人で、かつ男女のペアだった。これにも意味がある。このプログラムは、男性と女性の対等なコミュニケーションの確立をめざしたものである。ファシリテーターのうち1人が女性であるということは、彼らにとって、女性に対してどのような態度をとるべきなのかを学ぶよい機会になるという。また、女性がファシリテーターであるということで、「女性」に対して加害者がどのように対応するのかを見ることもできる。

### 3. 日本が学ぶべきこと

以上、シアトルにおける加害者向けプログラムについてみてきたが、そこから日本は何を学べばよいのであろうか。

まず言えることは、被害者の支援だけではなく、加害者に対する介入を積極的に行っていく場合、それが被害者や子どもの安全を脅かすものであってはならないということである。加害者に対して刑事的な対応を行う場合、それが犯罪であるということを前提とすると、必然的に社会的な視点がそこに入るために、被害者の意思だけを考慮することはできない。けれども、ここで考慮を必要とするのは、被害者の意思ではなく、「被害者の安全」である。

たとえそれが犯罪に対する権力の正当な行使であったとしても、逮捕をはじめとした起訴・判決等を刑事司法が行う場合に、被害者の安全をかえって危険にすることは認められない。刑事司法が被害者に配慮する「被害者にやさしい刑事司法」であるためには、被害者に対する情報公開にとどまらず、安全を確保するための最善の努力を行うことまでが要求されなければならない。

これまで、DVや児童虐待が犯罪として適切な対応が行われてこなかった理由のひとつが、刑事的介入によって被害者をより危険な状態に追い込んでしまうことに対するおそれが挙げられる。「安全な介入」が行えないために、刑事的介入に消極的であったのである。今後積極的な介入のためには、どうすれば「安全な介入」を行えるのかについて考えていくことが必要である。そのために、自由人権協会案が指摘するように、保釈、執行猶予、仮出獄といった国家権力の介入後の社会復帰の際の安全の確保を国が行う必要が生じる。

加害者に対するプログラムは、何らかのかたちで刑罰代替的な意味合いをもたせることが必要である。もちろん、現在日本で行われているように、自主的な参加者を対象としたプログラムの存在を否定するものではない。けれども、より効果的なプログラムの実施のためにには、それを制度として明確に位置づけることが必要である。そのためには、物理的強制力をともなう刑事的制裁の一種としてとらえる必要がある。

日本の場合、刑事的制裁が刑罰に偏っていることが、プログラムの導入を妨げるいちばんの問題となる。DVが個人的問題ではなく、社会的問題であり、世代を通じた問題であるとしても、DVだけを特別に扱うわけにはいかない。たとえば、すでに指摘されているようく保護観察付執行猶予において、加害者向けプログラムへの参加を遵守事項とする制度を確立するためには、ほかの事件においても、よりきめこまやかな遵守事項による対応を同時に行うこと必要となる。

プログラムの導入のためには、刑罰の持つ意味とは何かという哲学的な命題にまでさかのぼる必要がある。そうすることで、DVのみならず児童虐待や少年事件、医療過誤、先端科学技術などのあらゆる場面での有効な刑事的対応を行うことができるるのである。

今回出会った King County Coalition Against Domestic Violence の女性は、アメリカの刑事司法に偏った DVへの対応を批判していた。けれども日本では、いまそれが必要とされている。そして、刑事的介入にともなう弊害は、DVに対する刑事的介入が被害者の安全を最優先した「安全な介入」であることを保障することによってのみ、防ぐことができるるのである。

## ■第5節 男性解放運動の視点から

### 私の考える非暴力プログラム

●味沢道明／メンズサポートルーム

日本における男性運動と非暴力ワークについて、私たちの運営するメンズサポートルームにいたる日本の男性運動の流れの概要（私の個人的な認識としての）を書いてみます。

- 1977年 男の子育てを考える会……男の家事参加
- 1980年 男も女も育児時間を連絡会……夫婦平等家事・賃労働
- 1988年 関西育時連……夫婦平等家事・賃労働  
アジアの買売春に反対する男たちの会……反買売春・性
- 1991年 メンズリブ研究会……男性解放・男性運動  
フリーメン研究会……非暴力ワーク研究
- 1995年 メンズリブ東京  
メンズセンター開設  
男悩みのホットライン開設……男性専用電話相談  
男のためのコミュニケーション教室……アサーショントレーニング
- 1996年 第1回男のフェスティバル……京都
- 1998年 男の非暴力グループワーク・非暴力を語る会（非暴力研究会）
- 2000年 メンズサポートルーム試験開設

#### 1. 男と暴力—メンズネットワーク（1999.9）肉体派宣言より抜粋 一部改筆

以前『朝日新聞』（1999.8.30朝刊）に「DV禁止 条例で」という記事があり、東京都と埼玉県で明文化の方針と載っていました。埼玉では検討委員会が、「何人も家庭、職場、学校、地域社会などにおいて、女性に対する暴力をおこなってはならない」とまとめました。私はこれを見て一抹の不安を覚えました。この検討委員会のメンバーの切実な思いは十分わかります。いろいろな人の悩みを聞く機会の多い私も、一刻も早く被害者をサポートするシステムをつくるなければ、と考えますが、それはあくまでも緊急非難であり、対症療法にすぎないとと思うのです。

私の所属するメンズサポートルームでは、微力ながら男たちの抱えるさまざまな問題を考

え、解決していくしくみをつくってきました。当然、加害者に対する対策も考えますし、被害者への対応も必要です。被害にあいやすい女性からすれば、女性へのサポートが皆無のいま、なぜ男のサポートなのか、という気持ちが生ずるのもわからないかもしれません。しかし、被害者のケアと加害者への対応を混同せず、それぞれ別の考え方や方法での対処が必要だと考えます。

### ●男もまた【男】として育てられる

私たちがさまざまな活動や学習のなかで学んできたことは、女が女として生まれるのではなく“女”に育てられるのと同様、男もまた男として生まれるのではなく“男”に育てられるということでした。男はだれしも生まれながらに、攻撃的であったり暴力的であるはずはありません。ただそれを家庭や社会で学び、かつしばしば強制されるにすぎません。「男でしょう、みっともない、やり返してきなさい」ということばはだれもが聞いたことも口にしたこともあると思います。弱者である自分、負ける自分を受け入れ、自ら支えるにはそれなりの自尊感情（self esteem）がなければできません。しかし、多くの男は勝者としての自分しか受け入れられません。それは親や社会が勝者の男しか認めてこなかったということではないでしょうか。

多くの男はこの競争社会のなかで、負け犬になるのを恐怖しています。実の親でさえ、負けて泣いてる子どもを「みっともない」と受け入れないです。そのように育てられた男は「女は弱くて当たり前だから、暴力をふるってはならないが、男は強いのが当たり前。負ける男は男ではない。強い男になるためには、歯をくいしばって耐え、強くなるよう日々努力すべし」と無意識のレベルから刷り込まれていきます。右下がりのいまの社会、だれもが勝てるはずもなく勝つ者もいればそれ以上に負ける者が当然います。負けた自分を受け容れる「自尊感情」という力のない人は不安と恐怖に苛まれます。自分から遠い人ならいざ知らず、妻や恋人から自分の無能力を責められたり、なじられたりしたら、その不安と恐怖は容易に怒りに転化しうるし、怒りをことばで表現することも禁止されるように育った男は、残された暴力という方法に頼ってしまうことになります。

### ●弱者に対するあらゆる暴力の否定

話をもとに戻しましょう。「女性に対する暴力をおこなってはならない」という文は、容易に「男性に対する暴力はおこなってもよい」という文脈で理解されるのを危惧します。「男は強くて当然、強い男にするために男に対する多少の暴力はあって当然」という日本の暴力容認文化を再生産しかねません。それは、暴力でしか問題を処理しない男を育て、玉突きのように、容易に女性や子どもの被害者を生産していきます。

私が望むことは、あらゆる弱者に対する暴力の否定です。それは、敗者や弱者であることを引き受けるだけの人としての（強い）力をもつ男を育てる、ということでもあります。男に対して、問題の所在や具体的対策を知らせず、正論で追い詰めるばかりでは、かえって状態を悪化させる可能性もあります。被害者と加害者の双方に対する理解と対策が必要です。

“女性に対する暴力をやめよう”というスローガンが問題をこじらせる前に、さらに深い理解を得た対応を求めてやまない私です。被害者のトラウマ解消と加害者の脱暴力を、善悪という同じ土俵で語ることはあまりにも不毛で、無意味なことに思えてなりません。加害者が脱暴力にいたらなければ、男たちが非暴力にならなければ、何ひとつ問題は解決しないのです。

## 2. 私たちの試み

### ●内なる暴力性とジェンダーが密接に関係

私たちは自らの男性性と向き合う運動を続けてきましたが、そのなかで、内なる暴力性とジェンダーが密接に関係していることを理解しました。そのうえで、男の自己表現のためのコミュニケーション教室や、暴力などの男性性に悩む男性に対しての相談電話も開設してきました。2年前からはアメリカのダイバージョンプログラムを参考にしつつ、暴力加害者のための具体的な非暴力グループワークや、非暴力を語る会という自助的なグループ活動も展開してきました。

私たちのプログラムがどれほどの有効性をもつか統計的な確信を得るためにさらなる蓄積を必要とするでしょうが、少なくとも、現在までの活動でみえてきたものは、希望的観測に近いですが、かなり有効ではないかと思います。というのも、私たち以外に治療分析対象としない暴力加害者のためのワークはほとんどない（著者の認識による）のが実態だからです。私たちのプログラム供給に対して、それを必要とする人たちが集まったがゆえに、希望的観測とは言え、有効な結果があらわれたという面も否定はできません。

### ●加害者の主体的変容を求める長期的なプログラムこそが有効

アメリカのプログラムは法的強制力が前提になっており、単なる利益のためにプログラム参加する者もいるだろうし、その分プログラムの効果は弱まるかもしれません。いずれにせよ、さまざまなプログラムが今後出現することを期待するにしても、当事者自身の主体的変容の為にはジェンダーやヒエラルキーに対する理解、つまり当事者性や男性性にもとづいたプログラムでなければ、問題の本質的解決には向かわないのではないかと考えます。厳罰化・強制化である程度の抑止は可能かもしれません、アメリカのプログラムがさほど有効ではないという見方もあるように、厳罰的で強制的な方法では問題の根本的解決にはいたらないと思います。むしろ、連鎖防止のための加害者の主体的変容を求める長期的なプログラムこそが有効ではないかと考えています。

### ★非暴力ワークの方法論

- 1 感情の回復 — 自らのあらゆる感情に気づき、それを受容していくようプログラミングする。
- 2 感情の表現 — 怒りや憎しみを含め、自らの感情を暴力以外の方法で表現することを学習する。

- 3 コミュニケーショントレーニング — 自分の感情だけでなく他者の感情も受け容れ、相互に考えや思いを伝えるための学習をする。
- 4 過去の自分の行動様式や価値観の問題点に気づき、新たな行動様式や価値観を身につけていく学習をする。
- 5 自らの体験（暴力依存から非暴力へ）を他者と共有し、共に生き、共に悩むことの意味を理解するだけでなく、非暴力へサポートしていく自分に変容していくような場づくりをする。

### ★非暴力ワークの要点

- 1 参加した加害男性に対し受容的な態度で接する。批判、説教、懲罰等のネガティブなイメージを与える態度では接しない。ネガティブな態度は参加男性の感情遮断、自己防衛的心理の発動をきたし、プログラムへの参加をやめたり、さらなる自尊感情の低下をもたらす。ひいては、暴力依存の心理を強化してしまう可能性もある。
- 2 プログラムの進行者はファシリテーターとして位置づけられるべきで、上下の立場ではないことを前提とする。可能な限り、共に悩みうる当事者として参加することが望ましい。上下の構造しか知らない男たちは、対等水平な関係について具体的な実感をもっていない。非暴力ワークが上下関係で行われると、上（家長）の言うことを下（妻）の者が聞くのが正しいという、DVの起こる構造に加担することになり、ワーク 자체が自己矛盾に陥る。
- 3 1と2を達成するために、私たちは当事者としてのファシリテーターとしてワークを運営してきた。また、そのために男性だけのスタッフでワークを進めてきた。しかし、現実問題として、非暴力ワークを一般化させるには、また、被害者の視点をリアルに伝えるには、女性のファシリテーター参加も考えなければならない時期にきているのではないかとも思う。  
(現在、女性といかに連携していくかという意味において、女性も参加できる脱暴力支援者養成のための講座も模索している。)

### ★今後必要と思われる受け皿

さまざまなケースがあるので、どのようなケースにも対応できるように受け皿を多様に準備していく。自助グループ、定期的コミュニケーショントレーニング、面接カウンセリング、電話相談、弁護士や精神科医とのネットワーク、行政窓口に対する啓蒙、男性講座等による啓発、等など。

### ★非暴力ワークの理想例

#### ①感情への気づき

「今の気持ちはどんな気持ちですか」と問いかげ、いく通りかの表情のなかからことばを選んでもらう。ファシリテーターは「○○さんは少し悲しいんですね」と確認する。また、写真、絵、ことばなどを提示して、その時、参加者がどういう気持ち（感情）に

なっているか、言語化してもらう。「こんなことを言われたら、どんな気持ちになりますか」等々。

#### ②感情の表現

ロールプレイなどで、それまでの対話の問題点に気づき、そのときの感情をいかに表現していくか、体感してもらい、感情表現に慣れていく。

「そんなこと言われたら、傷つくし、腹も立ってくる。別の言い方にしてほしい」等々。

#### ③コミュニケーション

自分の感情を受け入れ、表現すると同時に、相手の気持ちにも気づき、受け容れていくトレーニング。

「ずいぶんイラストしているみたいだけど、私の〇〇が原因だったら申し訳ない」「私も□□で君に負担をかけたことはしかたないとはいえ、申し訳なかったと思う」等々。

#### ④行動様式・価値観の変容

グループワークのなかで、競争、上下、批判、以外の関係が存在することを学ぶ。さまざまな個性が存在することで、気づきが得られるということに気づく。「いろいろあっていい、自分は自分でいいし、こんな自分をみんなは受け止めてくれる」という安心感のなかで、闘いではなく共に喜ぶことの意味に気づき、実感してもらう。

さらに、自分の過去の行動様式が自分自身を追い詰め、相手を傷つけていたことや、謝罪への勇気にも思いいたるように配慮する。

#### ⑤体験の共有、脱暴力への決意

加害者としての体験を単にネガティブな体験にとどめるのではなく、その体験を他者に語ることによって、暴力の無意味さや悲惨さを訴えることができる。加害者への脱暴力、あるいは多くの加害者予備群に対する非暴力の勧めを訴えることにつながる。そして、自分自身の加害体験や幼少時の被害体験のトラウマを克服するプロセスをなしうる。

### [非暴力ワークの実際－1]

『西日本新聞』(2000.09.22) 朝刊 より

#### 「暴力回避の教育プログラム 感情伝える努力を」

深刻化するドメスティックバイオレンス（夫や恋人からの暴力、DV）を、「殴る」男たちの側から防止するためのワークショップが大阪市にある。コミュニケーションや感情表現の力を養うことで、暴力を回避する教育プログラムの一環。兵庫県宝塚市であった「第5回男のフェスティバル」で、公開ワークショップが開かれた。

「男の非暴力ワークショップ」は、大阪市の市民団体「メンズサポートルーム」で2年前にスタート。米国の家庭内暴力加害者プログラムを踏まえた内容で、これまでDV加害者ら約100人が受講している。今回はそのダイジェスト版。同ルーム世話人の味沢道明さんが進行役を務め、約20人が体験。記者も加わった。

### 【ワーク①「気づき」の経験】

参加者は会場から3人を選び、握手して名乗り合う。相手から受けた印象を動物などにたとえて発表。

「自分がどう思われているか、初対面でどんな印象を与えるかを知る“気づき”のワーク」（味沢さん）。3人から自分の印象を聞くことになる。納得という印象もあれば、「そんな印象を与えるのか」と首をかしげることも。ちなみに記者は「春風」「子育て中のゾウ」「おっとりしたパンダ」と好意的な表現をいただき、ホッとした気分でワーク開始。

### 【ワーク②「分かち」の経験】

小グループに分かれ、一番古い記憶をそれぞれ絵に描いて説明する。

つらい思い出、楽しかった記憶を語り合う。最初はプライベートな記憶や当時の感情を語ることに戸惑ったが、父母の離婚や父の暴力など「普段は絶対にしない話まで話すことができる雰囲気になった」（香川県からの参加者）。「記憶に伴う感情や思いを言葉にする練習。感情をお互いに分かち持つシェアワーク」（味沢さん）という。

### 【ワーク③「表現する」訓練】

(1)友人がありがとうと言った (2)息子がばかやろうと言った (3)店員が間違いを謝罪した (4)娘がほっといてと言った (5)妻がうるさいと言った——という問いに、どう答えるかを発表。

(1)(3)のように相手が好意的な場面では、返す答えも「こちらこそありがとうございます」や「いいですよ」とみなほほ同じ。しかし(2)(4)(5)では「なんでそんなこと言うの?」「お父さん寂しいな~」といった柔らかな答えと、「うるさいとは何や」「なんだと!」という攻撃的な答えに分かれた。

「(2)(4)(5)の場合、言われたほうの心は傷ついている。本当はつらい、悲しいという感情を表現すべきなのに、相手に怒りをぶつけて攻撃的になってしまふ」と解説した味沢さんは、男性にありがちな「黙る」という方法も、「言葉にして伝える努力をすべきだ」と批判する。記者の答えはやや攻撃的だった。コミュニケーションを断つ“暴力の芽”が、自分のなかにもあるのだろうか？

「ゆったりと満ち足りた気持ちになれよかったです」というのが、分科会を終えての記者の感想。感情を表出し、たがいに受容できた結果だろう。一方で、感情表現が苦手で、思ひぬ場面で心のトゲが飛び出してしまふ——そんな自分に気づくことができた。

「暴力を振るう人は、まず自分の気持ちが見えていない。心の状態に気づき、感情を伝えるコミュニケーションの力を養うことがDV回避につながる」と味沢さん。韓国からフェスティバルに参加した男性学研究者（39）は「韓国でもフェミニズム運動によってDVに対する関心が高まり、被害者のシェルターも生まれた。しかし、男性の側から問題を解決しようという動きはまだない」と日本の動向に関心を寄せていた。

---

以上『西日本新聞』（2000.09.22）朝刊 より

## 【非暴力ワークの実際－2】

### 【ワーク：私は私です】

2人で向き合って座ります。Aさんは「あなたはどんな人ですか」これをくり返してください。BさんはAさんの質問に対し、「私は○○です」とそのたびに違う答えで答えてください。それを3分間続けます。3分たったら交代します。両方が答えたたら、みんなで感想を述べあいます。

### 【ワーク：ほんの気持ちです】

例のように言葉を入れて文を完成させてください。枠内は気持ち（喜怒哀楽、感情）だけを書いてください。

私は 犬 が（は）                 ので 嫌いで す。

私は                  が（は）                 ので                  す。

私は                  が（は）                 ので                  す。

私の気持ちを語ることによって、相手に対して攻撃的にならない話し方になります。  
一般論とか他人の話を語ると、本心が伝わりにくくなり誤解を受けることにもなりやすいようです。

### 【ワーク：私メッセージ】

例文にならって、私メッセージを空欄に書き込んでください。

▲ 誰？ この花瓶こわしたの、あなたでしょ、どうしてくれるの、私の大切にしてた花瓶なのに

△ 私の大切にしてた花瓶がこわれているので、私はとっても残念でくやしい

▲ なんでそんな言い方するの、そんなこと言う人はだれもいないわよ

△

### ★レポート・トークとラポート・トーク

レポート・トークは「状況説明」目に見える事実

ラポート・トークは「感情説明」目にみえない事実

この両方がそろって、意味の伝わるコミュニケーションとなる。

例：「君にもらったりんごを食べたよ」 → レポート

「とってもうまかったよ、ありがとう」 → ラポート

## **財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)**

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、(1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、(2)国としての率直なお詫びと反省の表明、(3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など、女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL 03-3583-9322/9346 FAX 03-3583-9321/9347

Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)